

令和3年3月

令和2年における
生活経済事犯の検挙状況等について

警察庁生活安全局
生活経済対策管理官

凡例

本書における用語の意義については、次のとおりである。

- 1 生活経済事犯……………警察庁生活安全局生活経済対策管理官においてその取締りをつかさどる事犯をいう。生活経済事犯の類型は別表のとおりである。
- 2 利殖勧誘事犯……………出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）違反（預り金の禁止等）、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反等に係る事犯をいう。捜査の結果、詐欺に当たるものも含まれる。顧客に販売する名目にされた商材に着目すると、次のように類型できる。
 - (1) 未公開株に関連した事犯……………未公開株を商材とした事犯をいう。
 - (2) 公社債に関連した事犯……………公社債を商材とした事犯をいう。
 - (3) 集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯……………出資者から集めた資金を有価証券や事業への投資等で運用し、生じる利益を配分する仕組みを商材とした事犯をいう。
 - (4) デリバティブ取引に関連した事犯……………商品先物取引、FX、暗号資産・バイナリーオプション・CO₂排出権に係る取引等、将来変動する価格に対する取引を商材とした事犯をいう。
 - (5) 上記以外の預り金に関連した事犯……………勧誘時に「元本保証」を謳ったことにより、出資法第2条にいう預り金（業として、不特定多数の者から元本を保証して金銭を受け入れる行為）に該当する事犯で、商材が未公開株、公社債、集団投資スキーム（ファンド）及びデリバティブ取引に該当しないものをいう。勧誘時に「元本保証」を謳ってはいるものの、投資の名目とされる商材が明確ではない場合も含む。
 - (6) その他の事犯……………上記（1）から（5）以外の利殖勧誘事犯をいう。
- 3 特定商取引等事犯……………訪問販売、電話勧誘販売等で不実を告知するなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯をいう。次のとおり取引の種別で類型できる。
 - (1) 訪問販売事犯……………特定商取引法第2条第1項に規定する訪問販売に係る各種事犯をいう。
 - (2) 通信販売事犯……………特定商取引法第2条第2項に規定する通信販売に係る各種事犯をいう。
 - (3) 電話勧誘販売事犯……………特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に係る各種事犯をいう。
 - (4) 連鎖販売取引事犯……………特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）に係る各種事犯をいう。
 - (5) 特定継続的役務提供事犯……………特定商取引法第41条に規定する特定継続的役務提供に係る各種事犯をいう。

- (6) 業務提供誘引販売取引事犯……特定商取引法第 51 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売取引（いわゆる内職商法、モニター商法）に係る各種事犯をいう。
- (7) 訪問購入事犯……特定商取引法第 58 条の 4 に規定する訪問購入に係る各種事犯をいう。
- 4 ヤミ金融事犯……無登録・高金利事犯及びヤミ金融関連事犯をいう。
- (1) 無登録・高金利事犯……ヤミ金融事犯のうち、貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（高金利等）をいう。
- (2) ヤミ金融関連事犯……ヤミ金融事犯のうち、貸金業に関連した犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）違反、詐欺、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「携帯電話不正利用防止法」という。）違反等に係る事犯をいう。
- 5 環境事犯……廃棄物事犯、動物・鳥獣関係事犯等をいう。
- (1) 廃棄物事犯……廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）違反に係る事犯をいう。
- (2) 動物・鳥獣関係事犯……動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）違反、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）違反等に係る事犯をいう。
- (3) 動物虐待事犯……動物愛護管理法第 44 条違反に係る事犯をいう。
- 6 保健衛生事犯……薬事関係事犯、医事関係事犯及び公衆衛生関係事犯をいう。
- (1) 薬事関係事犯……医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）違反、薬剤師法違反等に係る事犯をいう。
- (2) 医事関係事犯……医師法違反、歯科医師法違反等に係る事犯をいう。
- (3) 公衆衛生関係事犯……食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等に係る事犯をいう。
- 7 知的財産権侵害事犯……商標権侵害事犯、著作権侵害事犯、営業秘密侵害事犯及びその他の知的財産権を侵害する事犯をいう。
- (1) 商標権侵害事犯……偽ブランド事犯等の商標法違反に係る事犯をいう。
- (2) 著作権侵害事犯……海賊版事犯等の著作権法違反に係る事犯をいう。
- (3) 営業秘密侵害事犯……不正競争防止法第 21 条第 1 項及び第 3 項に該当する事犯をいう。
- 8 その他の事犯……前記 2 から 7 までの事犯以外の生活経済事犯をいう。（宅地建物取引業法違反等の不動産事犯、関税法違反等の税法事犯、漁業法違反等の密漁事犯、電波法違反等の通信関係事犯、航空法違反等）

注 図表中の割合は、小数点第 2 位以下を四捨五入しているため総計が必ずしも 100.0 にならない場合がある。

別 表

【消費者取引の安全・安心を阻害する事犯】

利 殖 勧 誘 事 犯	出資法違反(預り金の禁止等)、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反等に係る事犯
特 定 商 取 引 等 事 犯	特定商取引法違反、特定商取引に関連した詐欺・恐喝等に係る事犯
訪 問 販 売 事 犯	
通 信 販 売 事 犯	
電 話 勧 誘 販 売 事 犯	
連 鎖 販 売 取 引 事 犯	
特 定 継 続 的 役 務 提 供 事 犯	
業 務 提 供 誘 引 販 売 取 引 事 犯	
訪 問 購 入 事 犯	
ヤ ミ 金 融 事 犯	
無 登 録 ・ 高 金 利 事 犯	貸金業法違反(無登録営業)、出資法違反(高金利等)に係る事犯
ヤ ミ 金 融 関 連 事 犯	貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯

【国民の健康や環境に対する事犯】

環 境 事 犯	
廃 棄 物 事 犯	廃棄物処理法違反に係る事犯
動 物 ・ 鳥 獣 関 係 事 犯	鳥獣保護管理法違反、動物愛護管理法違反等に係る事犯
そ の 他 の 環 境 事 犯	森林法違反、建設リサイクル法違反、水質汚濁防止法違反等に係る事犯
保 健 衛 生 事 犯	
薬 事 関 係 事 犯	医薬品医療機器等法違反(指定薬物事犯を除く。)、毒劇法違反(シンナー事犯を除く。)、薬剤師法違反等に係る事犯
医 事 関 係 事 犯	医師法違反、歯科医師法違反、歯科衛生士法違反、歯科技工士法違反、医療法違反、獣医師法違反等に係る事犯
公 衆 衛 生 関 係 事 犯	食品衛生法違反、狂犬病予防法違反、美容師法違反、旅館業法違反、と畜場法違反、家畜伝染病予防法違反、下水道法違反等に係る事犯

【知的財産権侵害事犯】

商 標 権 侵 害 事 犯	商標法違反に係る事犯
著 作 権 侵 害 事 犯	著作権法違反に係る事犯
営 業 秘 密 侵 害 事 犯	不正競争防止法第21条第1項及び第3項に該当する事犯
そ の 他 の 知 的 財 産 権 侵 害 事 犯	不正競争防止法違反(営業秘密侵害事犯に該当するものを除く。)、特許法違反、意匠法違反、工業標準化法違反等に係る事犯

【その他の事犯】

上記事犯以外の生活経済事犯(宅地建物取引業法違反等)

の不動産事犯、関税法違反等の税法事犯、漁業法違反等の
密漁事犯、電波法違反等の通信関係事犯、航空法違反等)

目次

第1	概要	
1	検挙状況	1
2	相談受理状況	2
第2	消費者取引の安全・安心を阻害する事犯	
1	利殖勧誘事犯	3
2	特定商取引等事犯	7
3	ヤミ金融事犯	10
第3	国民の健康や環境に対する事犯	
1	環境事犯	13
2	保健衛生事犯	16
第4	知的財産権侵害事犯	18
第5	その他の事犯	22
第6	犯行ツール対策	25
第7	統計資料	
1	検挙状況等	
(1)	利殖勧誘事犯	26
(2)	特定商取引等事犯	27
(3)	ヤミ金融事犯	28

(4) 環境事犯	29
(5) 保健衛生事犯	30
(6) 知的財産権侵害事犯	31
(7) その他の事犯	33
(8) 犯行ツール対策	34
2 相談状況の調査結果.....	35

第1 概要

1 検挙状況

令和2年における生活経済事犯の検挙事件数は9,297事件と、前年より303事件(3.4%)増加し、検挙人員は1万1,143人と、前年より407人(3.8%)増加した。

図表1 生活経済事犯の検挙状況(令和元年及び令和2年)

事 犯	令01		令02	
	検挙事件数	検挙人員	検挙事件数	検挙人員
利殖勧誘事犯	41事件	176人	38事件	130人
特定商取引等事犯	132事件	230人	132事件	204人
訪問販売事犯	114事件	191人	124事件	190人
通信販売事犯	1事件	1人	1事件	3人
電話勧誘販売事犯	5事件	17人	1事件	1人
連鎖販売取引事犯	1事件	2人	0事件	0人
特定継続的役務提供事犯	3事件	4人	1事件	1人
業務提供誘引販売取引事犯	0事件	0人	0事件	0人
訪問購入事犯	8事件	15人	5事件	9人
ヤミ金融事犯	639事件	724人	592事件	701人
無登録・高金利事犯	118事件	191人	106事件	197人
ヤミ金融関連事犯	521事件	533人	486事件	504人
環境事犯	6,189事件	7,106人	6,649事件	7,771人
廃棄物事犯	5,375事件	6,165人	5,759事件	6,683人
動物・鳥獣関係事犯	588事件	685人	620事件	759人
鳥獣保護関係事犯	317事件	389人	363事件	481人
動物虐待事犯	105事件	126人	102事件	117人
その他環境事犯	226事件	256人	270事件	329人
保健衛生事犯	281事件	400人	280事件	348人
薬事関係事犯	48事件	113人	63事件	106人
医事関係事犯	24事件	53人	27事件	37人
公衆衛生関係事犯	209事件	234人	190事件	205人
知的財産権侵害事犯	516事件	605人	441事件	523人
商標権侵害事犯	316事件	378人	280事件	326人
著作権侵害事犯	141事件	161人	112事件	123人
営業秘密侵害事犯	21事件	27人	22事件	38人
その他の知的財産権侵害事犯	38事件	39人	27事件	36人
その他の事犯	1,196事件	1,495人	1,165事件	1,466人
合計	8,994事件	10,736人	9,297事件	11,143人

注 同一の被疑者で関連の余罪がある場合でも、1つの事件として計上している。

2 相談受理状況

利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯、ヤミ金融事犯及び営業秘密侵害事犯の相談受理件数は図表2のとおりであった。

図表2 生活経済事犯に関する相談受理状況（令和元年及び令和2年）

事 犯	令01	令02
利殖勧誘事犯	1,560	1,806
特定商取引等事犯	7,113	10,016
ヤミ金融事犯	6,690	5,574
営業秘密侵害事犯	49	37

第2 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

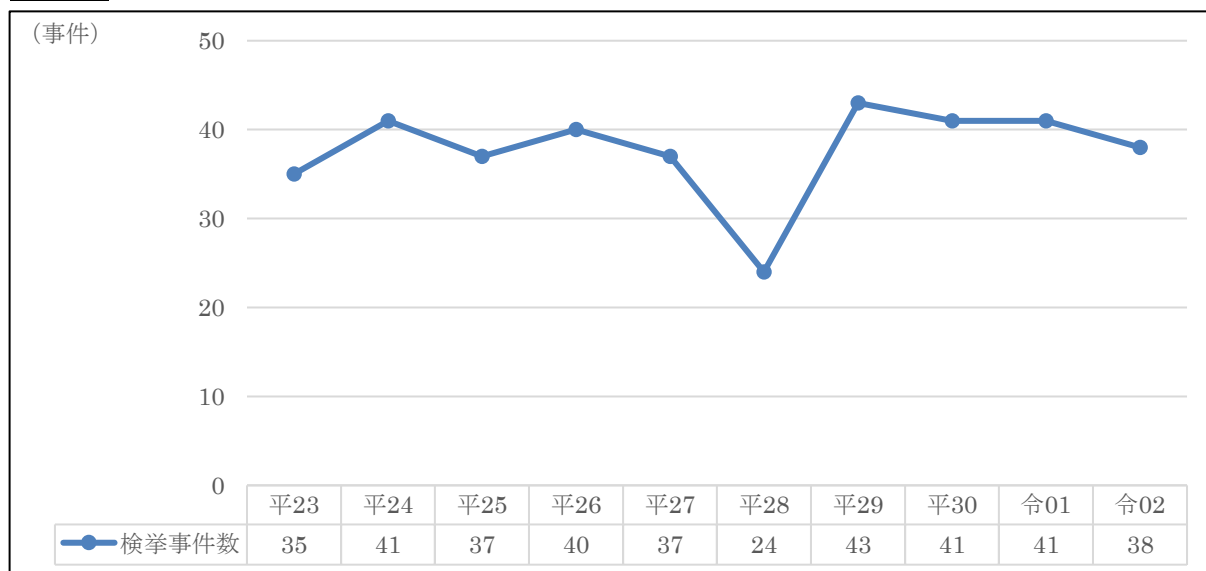
1 利殖勧誘事犯

(1) 検挙状況

ア 検挙状況の推移

利殖勧誘事犯については 38 事件を検挙し、前年より減少した。

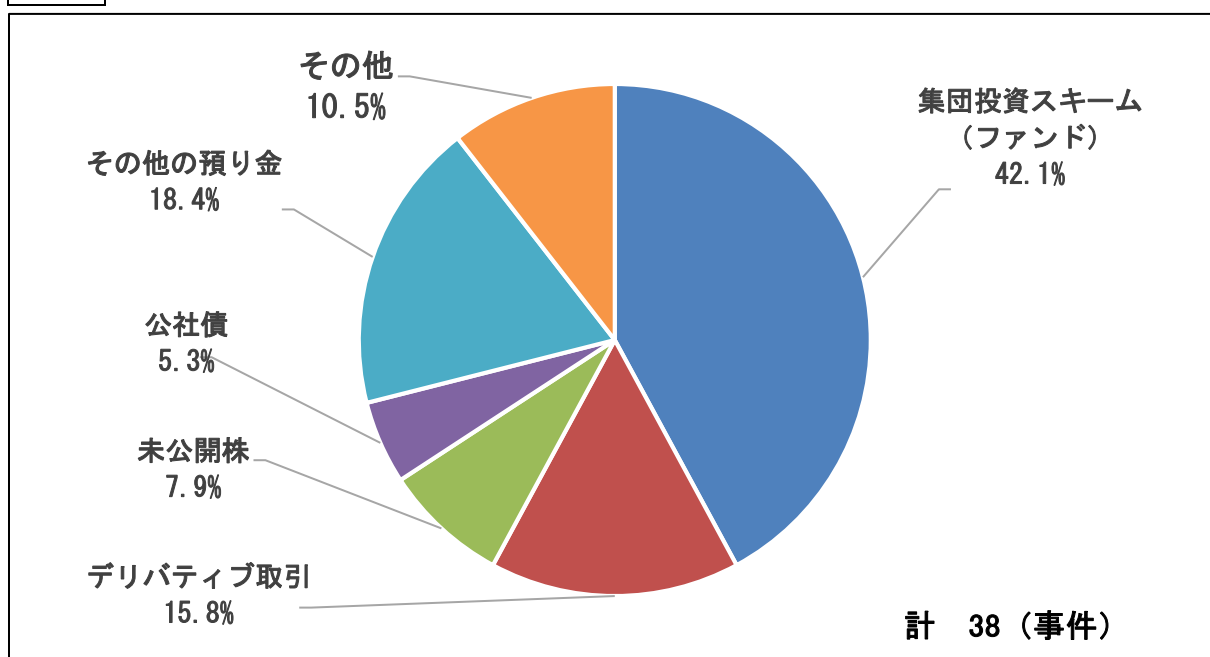
図表3 過去10年間における利殖勧誘事犯の検挙事件数の推移



イ 類型別検挙状況

類型別にみると、検挙事件数は集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯（16 事件（42.1%））が最多であった。

図表4 利殖勧誘事犯の類型別の検挙事件数の割合（令和2年）

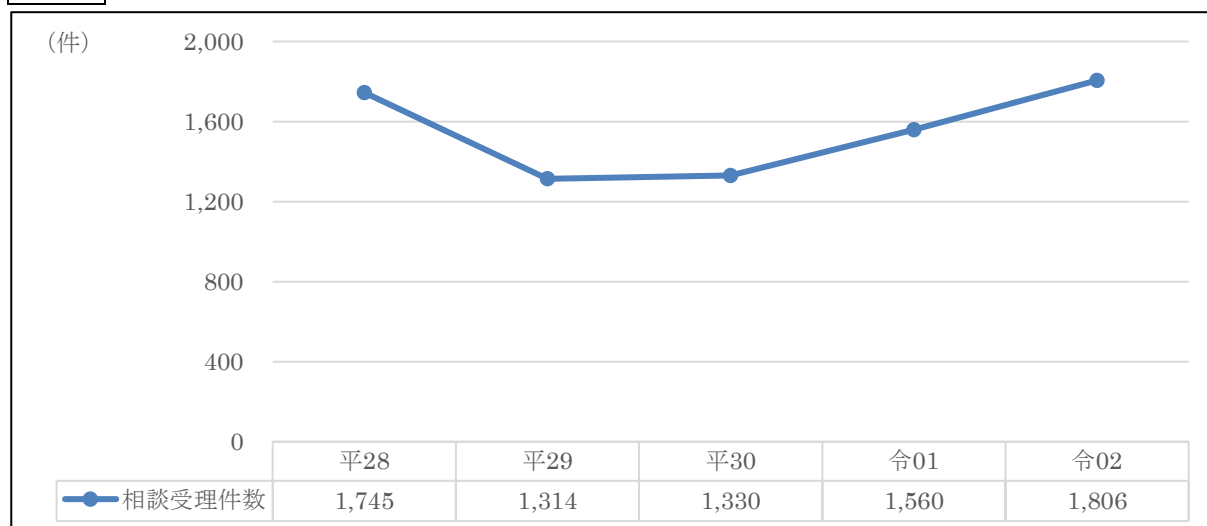


(2) 相談受理状況

ア 相談受理件数の推移

相談受理件数については、1,806 件を受理し、増加傾向にある。

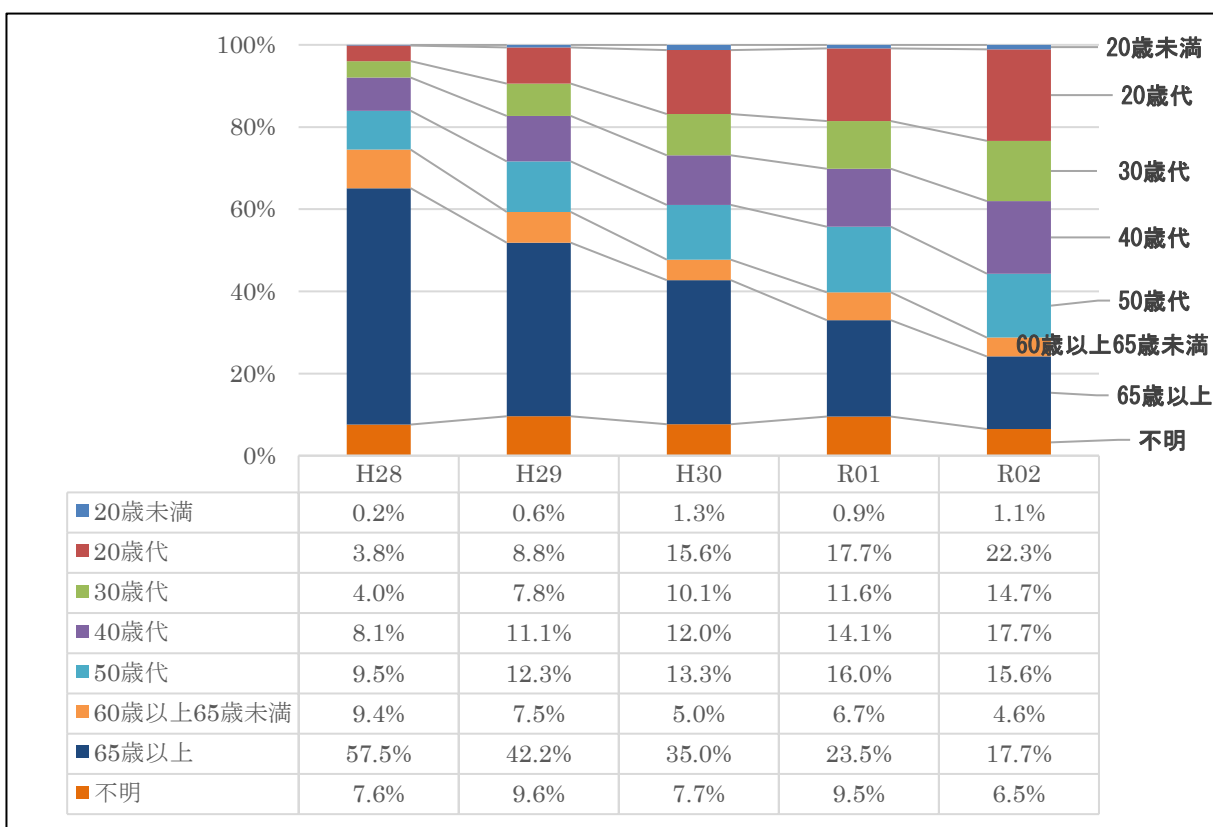
図表 5 利殖勧誘事犯に関する相談受理件数の推移



イ 相談当事者の年代別構成比の推移

年代別構成比については、若年層において増加傾向にある。

図表 6 利殖勧誘事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



(3) 検挙事例

1 磁気治療器等販売会社役員らによる詐欺等事件

磁気治療器等販売会社の代表取締役(78)らは、平成15年8月から29年12月までの間、既に自社の資金繰りがひっ迫しており、顧客への元本の返済や配当の支払いを継続できる見込みがなかったのに、自社の業績が好調で財務基盤も安定しているように装った上、家庭用永久磁石磁気治療器の業務提供誘引販売取引等に係る契約を締結して契約代金を支払えば、同契約代金の年利約6～9%に相当する金銭を支払うとともに、解約の申し入れに応じて確実に元本を返済する旨のうそを言うなどし、44都道府県の約9,900人から約2,090億円をだまし取るなどした。

令和2年12月までに、1法人27人を詐欺罪等で検挙した(警視庁、秋田、福島、埼玉、愛知、岡山)。

2 加工食品製造販売会社役員らによる組織的詐欺等事件

加工食品製造販売会社の代表取締役(84)らは、自社及び関連会社が行う事業活動への出資等の名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成12年3月頃から30年8月頃までの間、通信販売事業で獲得した顧客らに対し、事業活動に出資すれば年8%の利息が付き、契約期間5年で元金は全額返済するなどのうその内容を記載したパンフレットを送付し、償還期限が到来すれば確実に元本や利息等を支払う旨装い、全国の延べ約4万4,000人から約2,190億円をだまし取るなどした。

令和2年5月までに、9人を組織的犯罪処罰法違反(組織的な詐欺)等で検挙した(警視庁)。

3 トレーダーによる運用を装った社債購入代金名下の詐欺事件

会社役員(46)らは、社債購入代金名目で現金をだまし取ろうと考え、平成26年6月から31年3月までの間、「社債で集めたお金は株等に投資して運用する。」「運用は有名なトレーダーに任せている。」「お客さんには年12%の配当を払う。」「社債なので元本も保証される。」などのうそを言い、1都16県の約290人から約9億円をだまし取るなどした。

令和2年6月までに、3人を詐欺罪等で逮捕した(福岡)。

4	SNSを利用した投資助言に係る金融商品取引法違反事件
----------	-----------------------------------

会社役員(26)らは、平成30年3月から令和元年7月までの間、内閣総理大臣の登録を受けずに、通貨のバイナリーオプション取引の投資判断に関する助言を行うことを内容とする投資顧問契約を締結した上、SNSのメッセージを送信する方法により、通貨ペア価格の上昇又は下落の判断及び取引時期等を伝えて、投資顧問契約に基づく助言を行い、約490人と約1億9,600万円の投資顧問契約を締結した。

2年3月までに、10人を金融商品取引法違反（無登録営業）で検挙した（静岡）。

5	コンサルティング会社役員らによる出資法違反等事件
----------	---------------------------------

会社役員(23)は、平成30年7月18日から令和元年12月10日までの間、資産運用事業への投資話を持ちかけて、元本保証と配当金支払いを約し、5道県の10名から約1,100万円を受け取り、業として預り金をした。

また、同会社役員らは、平成29年7月から令和元年12月までの間、事業戦略の提案等を役務とする連鎖販売取引の契約を締結した際に、連鎖販売業に係る特定負担に関する事項等、特定商取引法等で定める事項が記載されていない書面を交付するなどして、13都道県の約100名と約3,400万円の連鎖販売取引の契約を締結した。

2年11月までに、1人を出資法違反（預り金の禁止）で、3人を特定商取引法違反（不備書面の交付等）で逮捕した（宮城）。

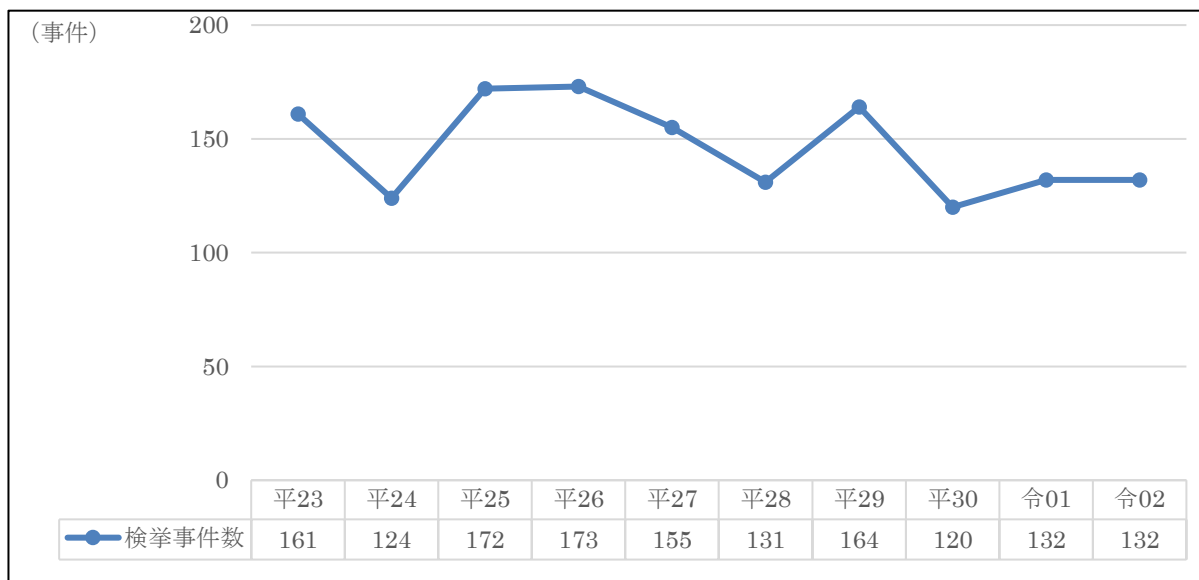
2 特定商取引等事犯

(1) 検挙状況

ア 検挙状況の推移

特定商取引等事犯については 132 事件を検挙し、前年と同数であった。

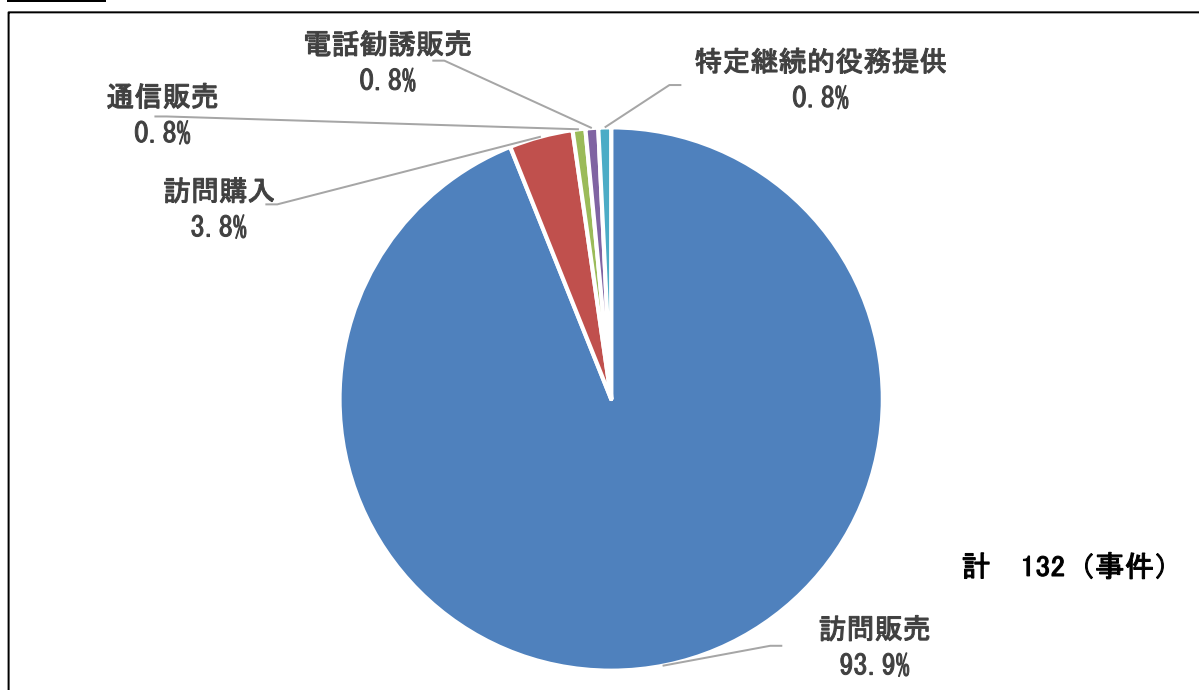
図表 7 過去 10 年間における特定商取引等事犯の検挙事件数の推移



イ 類型別検挙状況

類型別にみると、訪問販売に関連した事犯の検挙事件数（124 事件（93.9%））が大半を占めている。

図表 8 特定商取引等事犯の類型別の検挙事件数の割合（令和 2 年）

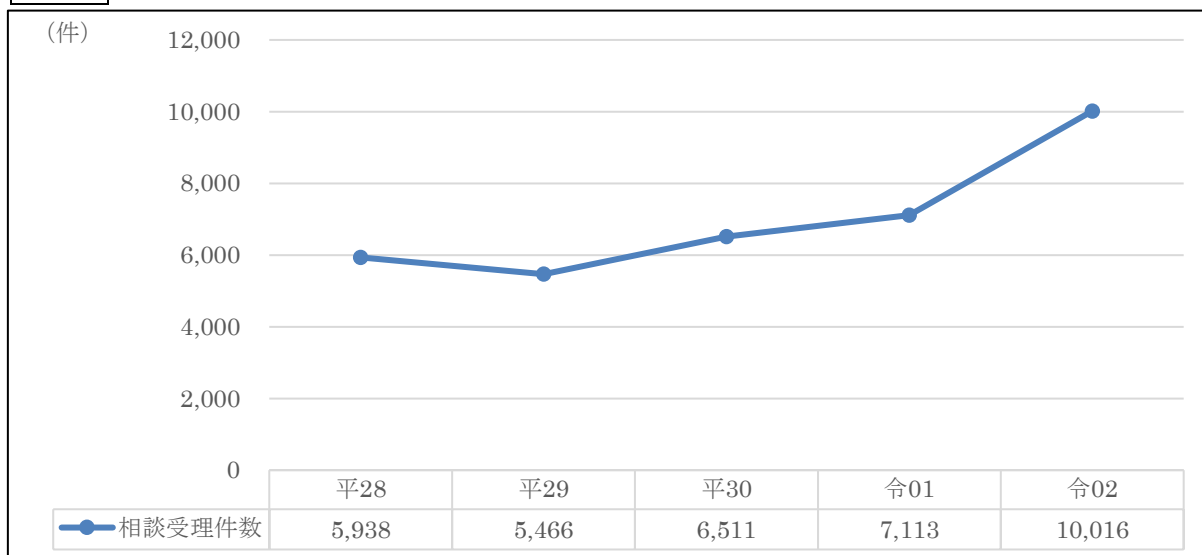


(2) 相談受理状況

ア 相談受理件数の推移

相談受理件数については1万16件を受理し、増加傾向にある。

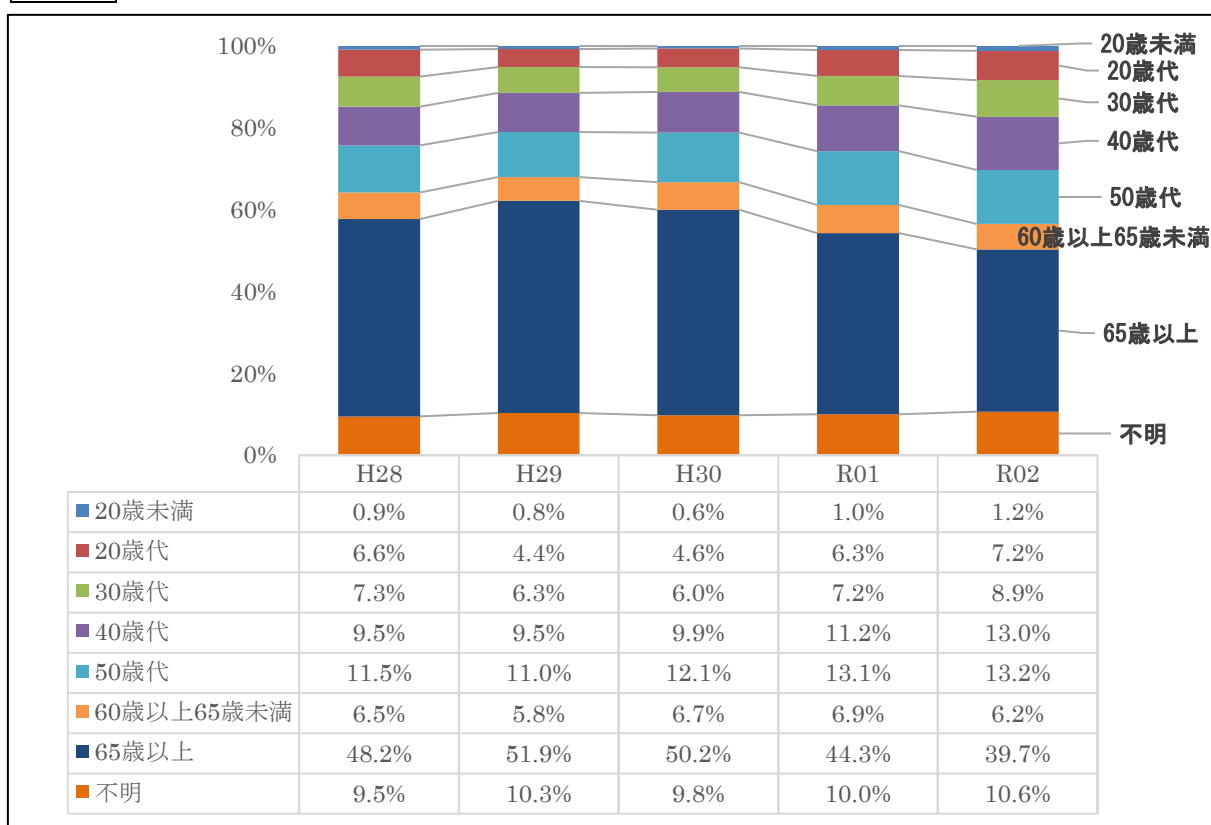
図表9 特定商取引等事犯に関する相談受理件数の推移



イ 相談当事者の年代別構成比の推移

年代別構成比については、50歳代以下の各世代においてやや増加傾向にある。

図表10 特定商取引等事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



(3) 検挙事例

1 いわゆるマッチング業者が関与する電気工事に係る詐欺等事件

建設業者(27)らは、平成30年8月から令和元年8月までの間、電気や水道のトラブルをウェブサイト等で受け付け、依頼内容や地域に応じて工事業者を派遣する、いわゆるマッチング業者から紹介された女性方を訪問し、電灯の取替えを依頼する同女に対し、「コンセント部分が漏電しており、ブレーカーも交換しなければならず、このままだと火事になる。」などとうそを言い、電気工事費名目で28万円をだまし取るなどした。

2年7月までに、同建設業者ら3名を詐欺罪等で、マッチング業者1名を詐欺幇助罪等で検挙した(大阪)。

2 F X自動売買システムの役務提供に係る特定商取引法違反事件

会社役員(22)らは、平成30年4月から令和2年1月までの間、F X自動売買システムに関する役務提供契約を締結した際、同契約の解除に関する事項等特定商取引法等で定める事項を記載した書面を交付せず、大学生ら延べ約180人との間で約1億4,000万円の役務提供契約を締結した。

2年3月、1法人2人を特定商取引法違反(書面不交付)で検挙した(京都)。

3 海産物販売業者による電話勧誘販売に係る特定商取引法違反事件

会社役員(25)は、平成30年12月から令和2年7月までの間、全国の高齢者に電話をかけ、「新型コロナウイルスの影響で商品が売れずに困っている。」「ホタテやアワビ等様々な北海道産の商品を取り扱っているのは是非買って欲しい。」等と告げて海産物の購入を勧誘し、商品とともに商品の種類等特定商取引法等で定める事項が記載されていない書面を郵送して交付し、38都府県の約150人との間で約700万円の売買契約を締結した。

2年7月、1法人1人を特定商取引法違反(不備書面の交付)で検挙した(岩手)。

4 業務停止命令に従わない業者による特定商取引法違反事件

消火器販売等業者(61)は、主務大臣から委任を受けた鹿児島県知事から、訪問販売に関する業務のうち、売買契約の締結について勧誘すること、売買契約の申込みを受けること及び売買契約を締結することの各行為を停止すべきことを命じられていたにもかかわらず、令和元年12月、1県の3人との間で消火器の売買契約を締結し、鹿児島県知事の命令に違反した。

2年1月、同人を特定商取引法違反(業務停止命令違反)で逮捕した(鹿児島)。

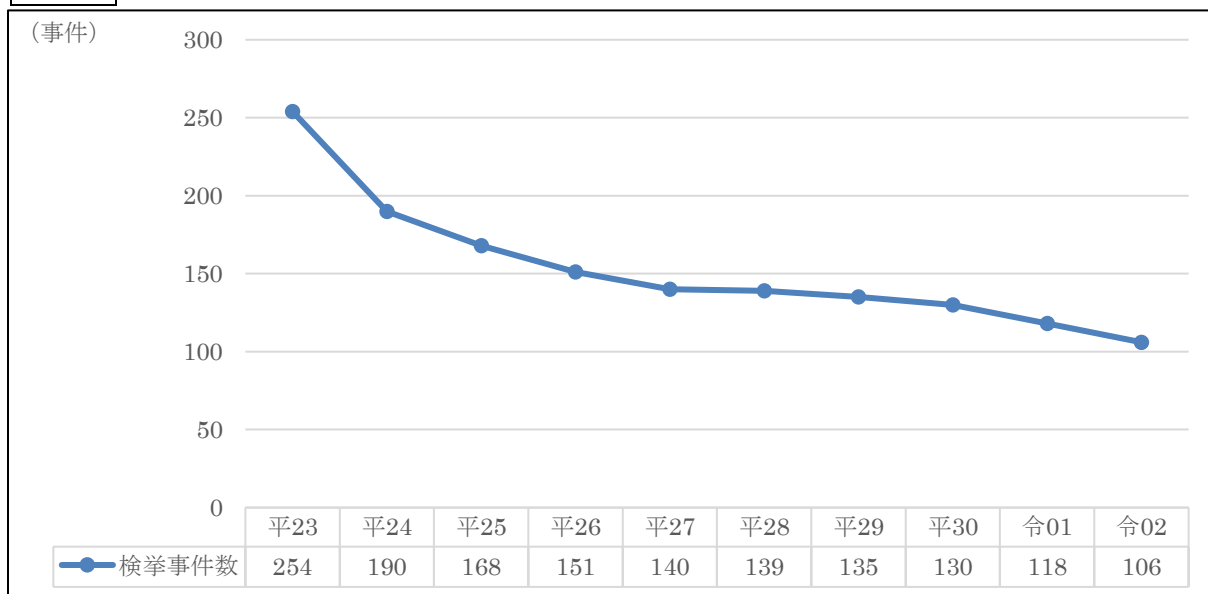
3 ヤミ金融事犯

(1) 検挙状況

ア 無登録・高金利事犯

ヤミ金融事犯のうち、無登録・高金利事犯については106事件を検挙し、減少傾向にある。

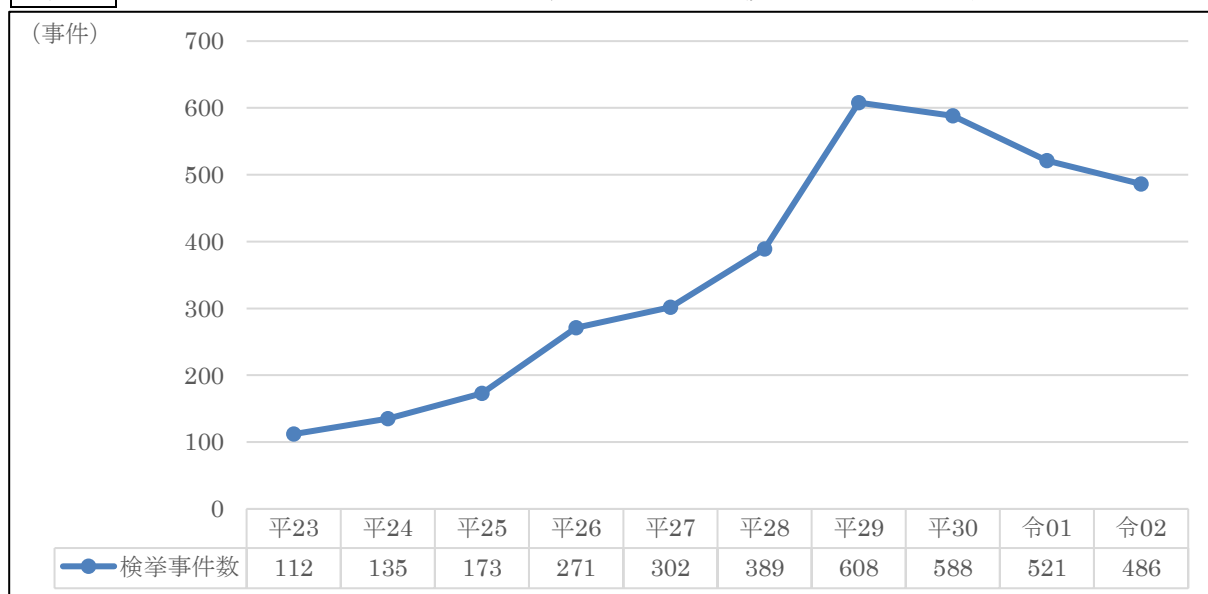
図表 11 過去10年間における無登録・高金利事犯の検挙事件数の推移



イ ヤミ金融関連事犯

ヤミ金融事犯のうち、預貯金口座、携帯電話の不正取得等のヤミ金融を助長するものであるヤミ金融関連事犯については486事件を検挙し、平成29年をピークに減少傾向にある。

図表 12 過去10年間におけるヤミ金融関連事犯の検挙事件数の推移

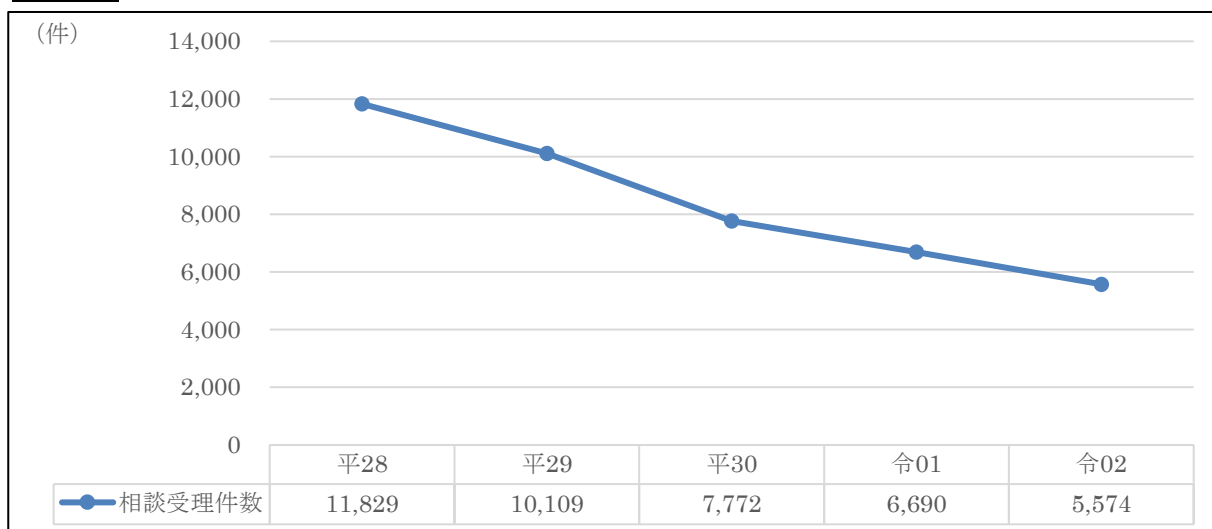


(2) 相談受理状況

ア 相談受理件数の推移

相談受理件数については、5,574件を受理し、減少傾向にある。

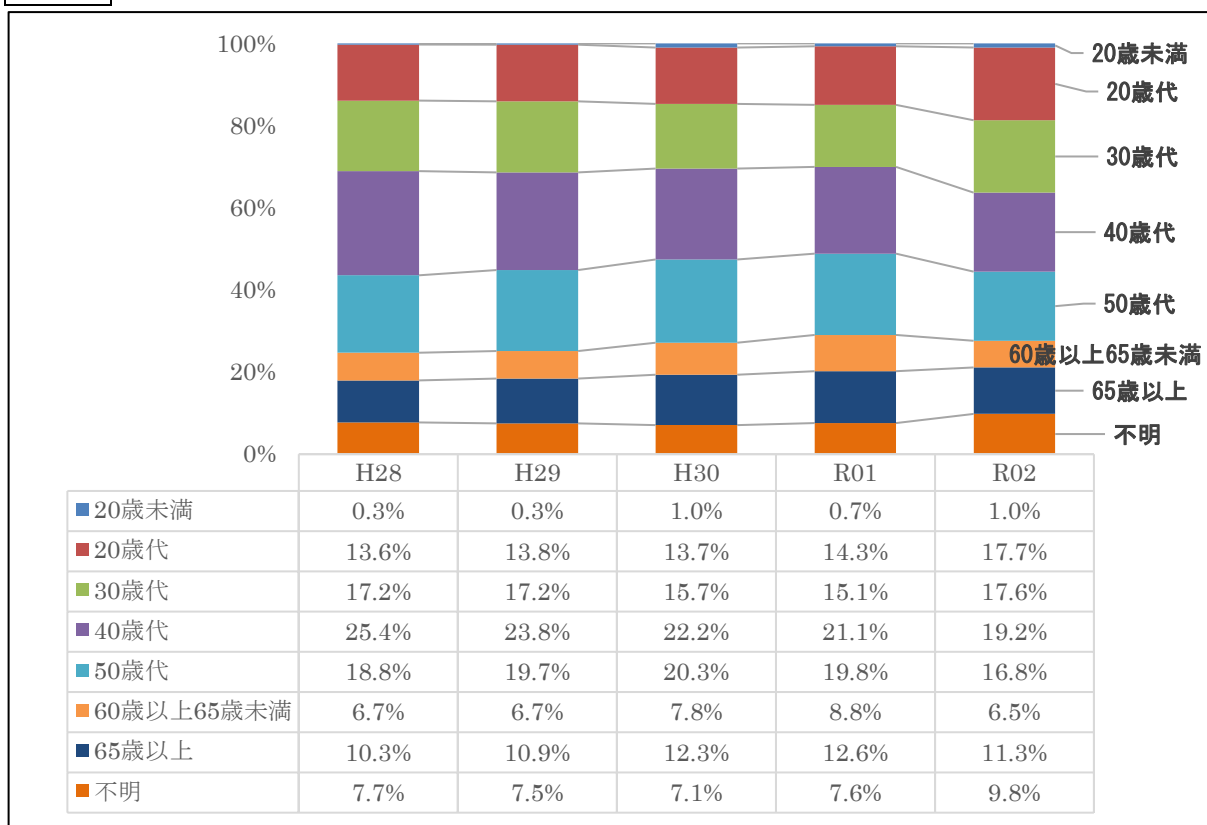
図表 13 ヤミ金融事犯に関する相談受理件数の推移



イ 相談当事者の年代別構成比の推移

年代別構成比については、20歳代から50歳代までの世代が全体の約7割を占める。

図表 14 ヤミ金融事犯に関する相談当事者の年代別構成比の推移



(3) 検挙事例

1 給与ファクタリングによる貸金業法違反等事件

無登録貸金業者(40)らは、令和元年11月頃から2年6月頃までの間、「給与ファクタリング」と称してインターネット広告により顧客を募り、融資を申し込んできた顧客約2,900人に対し、法定利息の約31倍から約81倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者らが管理する法人名義の口座に振込送金を受ける方法により、元利金合計約2億1,000万円を受領した。

3年1月までに、11人を貸金業法違反（無登録営業）等で検挙した（大阪）。

2 個人融資と称する貸金業法違反等事件

会社員(28)は、令和元年6月頃から11月頃までの間、SNS上において、「個人融資」などと掲載して顧客を募り、融資を申し込んできた顧客約20人に対し、法定利息の約121倍から約246倍で金銭を貸し付け、元利金合計約190万円を受領した。

2年2月、同人を貸金業法違反（無登録営業）等で検挙した（神奈川）。

3 新型コロナウイルスの影響に関連した出資法違反等事件

自営業者(42)らは、令和2年4月、新型コロナウイルスの影響等により、資金繰りが厳しくなった飲食店経営者に対し、200万円を貸し付けるに当たり、法定利息の約33倍を超える140万円の利息を受領する契約をした。

同年5月、2人を出資法違反（高金利の契約）等で検挙した（愛知）。

4 SNSを利用したいわゆる090金融による出資法違反等事件

会社役員(71)らは、令和2年4月頃から7月頃までの間、SNS上において、貸金広告を掲載して顧客を募り、融資を申し込んできた顧客約600人に対し、法定利息の約31倍から約134倍で金銭を貸し付け、元利金合計約1,690万円を受領した。

同年10月、2人を出資法違反（高金利の受領）で逮捕した。

また、同年12月、同会社役員を携帯電話不正利用防止法違反で検挙した（山形）。

第3 国民の健康や環境に対する事犯

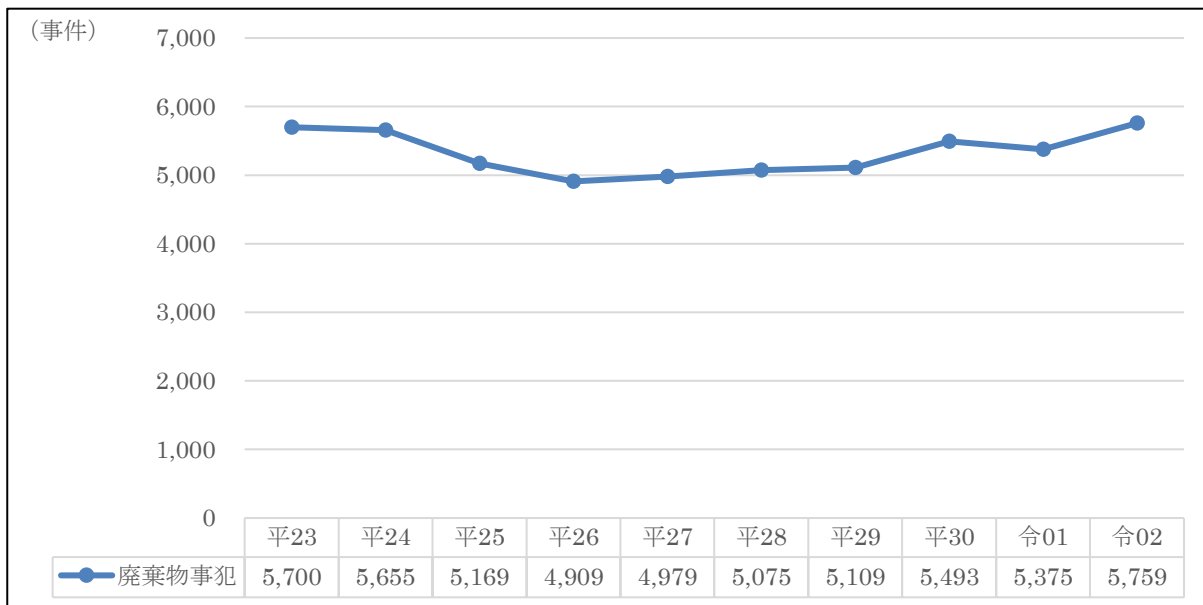
1 環境事犯

(1) 検挙状況

ア 廃棄物事犯

環境事犯のうち、廃棄物事犯については5,759事件を検挙した。

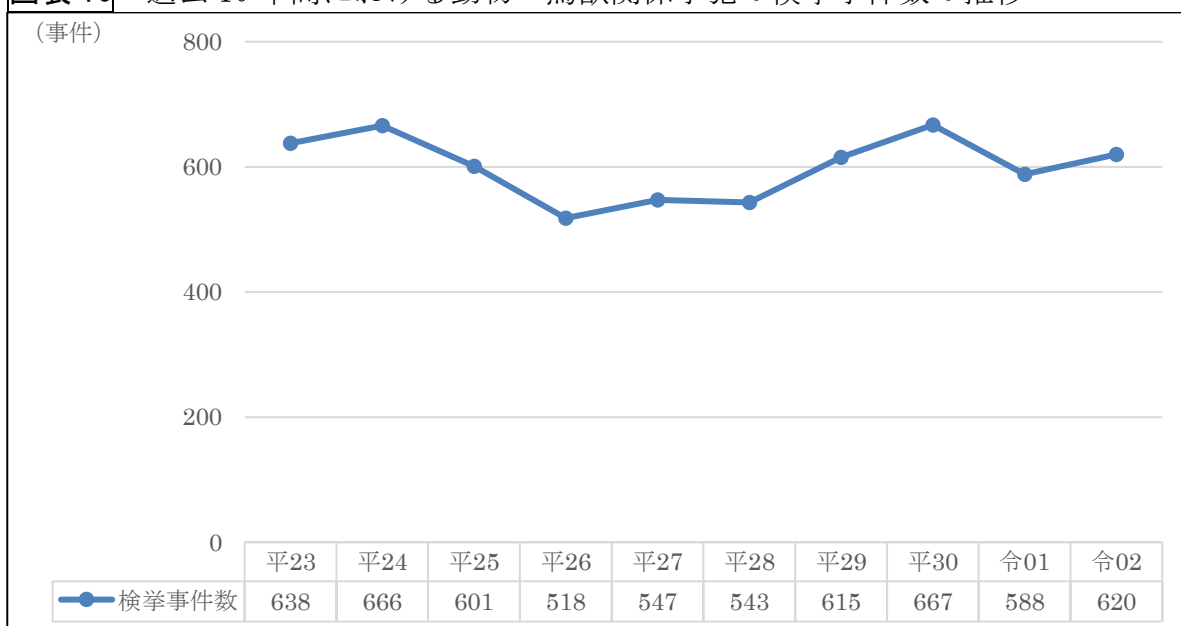
図表15 過去10年間における廃棄物事犯の検挙事件数の推移



イ 動物・鳥獣関係事犯

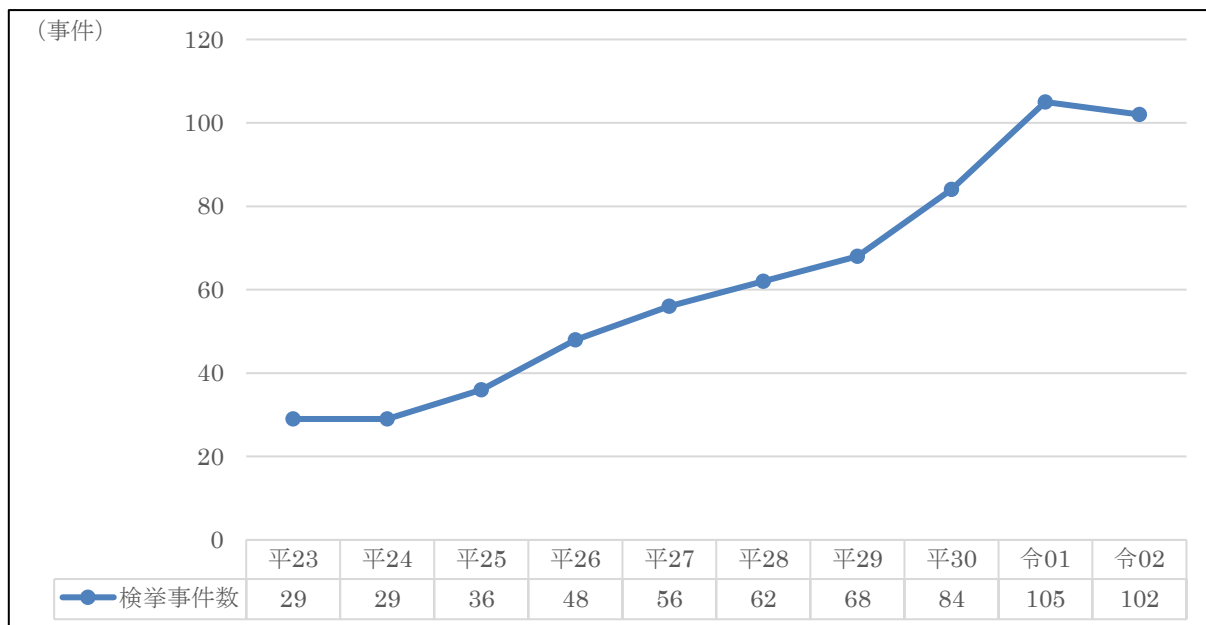
環境事犯のうち、動物・鳥獣関係事犯については620事件を検挙した。

図表16 過去10年間における動物・鳥獣関係事犯の検挙事件数の推移



このうち、動物虐待事犯については 102 事件を検挙し、前年比横ばいである。

図表 17 過去 10 年間における動物虐待事犯の検挙事件数の推移



(2) 検挙事例

1 鶏糞の不法投棄に係る廃棄物処理法違反事件

養鶏業の男(66)らは、平成28年5月頃～令和2年7月頃までの間、宮城県内の原野において、事業活動に伴って排出された産業廃棄物である採卵鶏のふん尿等合計約910.5トンを投棄した。

2年12月、1法人2人を廃棄物処理法違反(不法投棄)で検挙した(宮城)。

2 無許可処分業者らによる廃棄物処理法違反事件

コンクリート製品の製造販売会社の役員(47)らは、千葉県知事の許可を受けずに、平成31年1月から令和元年11月までの間、267回にわたり、同社の工場において、他の事業者から処分を委託された産業廃棄物であるがれき等合計約467.8立方メートルを破砕処理するなどした。

2年10月までに、5法人20人を廃棄物処理法違反(無許可処分業等)で検挙した(千葉)。

3 犬の多頭飼育崩壊に係る動物愛護管理法違反事件

派遣社員（55）は、自身が管理する建物において、令和2年6月、犬の排泄物が堆積した状態で犬67匹を飼養する虐待を行った。

同月、同人を動物愛護管理法違反（愛護動物の虐待）で逮捕した（兵庫）。

4 コツメカワウソの密輸入に係る外国為替及び外国貿易法違反等事件

会社経営の男（52）らは、コツメカワウソを不正に輸入しようと企て、平成30年6月、生きているコツメカワウソ3頭をボストンバッグに隠匿して経済産業大臣の承認及び税関長の許可を受けることなくタイ王国から輸入するなどした。

2年5月までに、4人を外国為替及び外国貿易法違反（無承認輸入）等で逮捕した（警視庁）。

5 土砂の埋立てに係る森林法違反等事件

会社役員（53）らは、平成30年5月頃から令和2年9月頃までの間、富士市長の許可を受けずに、地域森林計画の対象となっている民有林において、政令で定める規模を超えて、他所から搬入した土砂を盛るなどの開発行為をした。

2年11月、1法人4人を森林法違反（無許可の開発行為）等で検挙した（静岡）。

6 名勝「錦帯橋」の毀損に係る文化財保護法違反事件

建設作業員（40）は、令和2年7月、山口県内に架けられた名勝「錦帯橋」を普通自動二輪車で走行し、同車タイヤ痕をその橋板多数に付着させて毀損した。

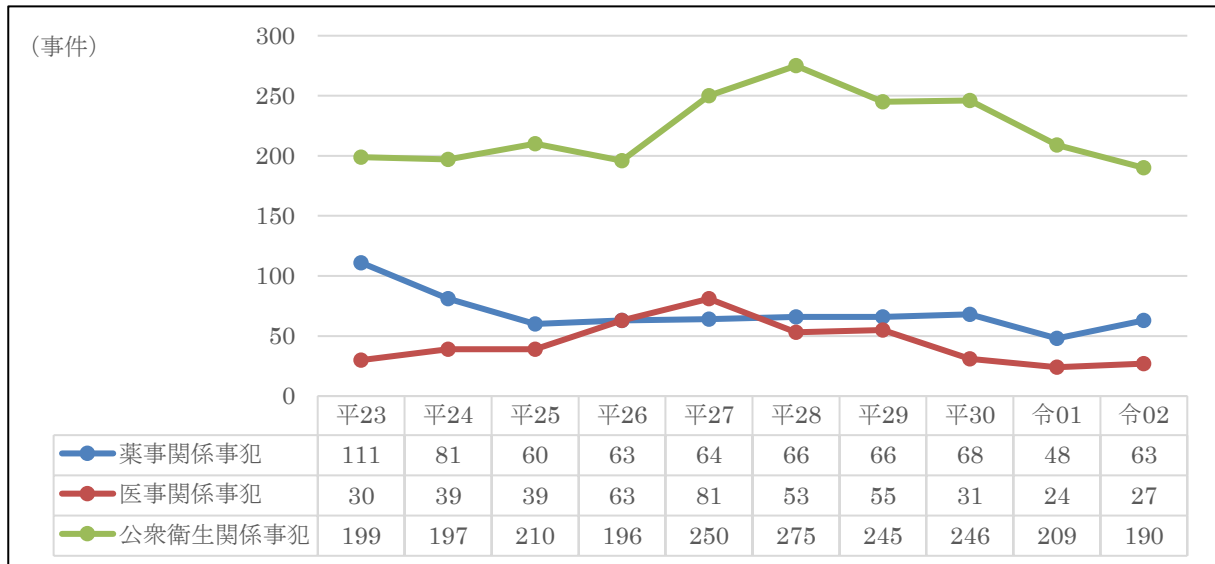
同月、同人を文化財保護法違反（史跡名勝天然記念物の毀損）で逮捕した（山口）。

2 保健衛生事犯

(1) 検挙状況

保健衛生事犯の検挙事件数の推移は、図表 18 のとおりであった。

図表 18 過去 10 年間における保健衛生事犯の検挙事件数の推移



薬事関係事犯については 63 事件を検挙し前年より増加しており、このうち、新型コロナウイルス感染症に対する効能・効果を標榜して広告するなどした医薬品医療機器等法違反 14 事件を検挙した。

(2) 検挙事例

1 新型コロナウイルス対策を標榜して広告した医薬品医療機器等法違反事件

健康食品の販売会社役員(72)らは、令和2年2月頃、厚生労働大臣の承認を受けていない医薬品について、インターネット上で「新型コロナウイルスの対策として」、「ウイルス増殖を抑制する」などと、薬効をうたう広告をした。

同年3月、同人ら1法人2人を医薬品医療機器等法違反（承認前医薬品の広告）で検挙した（警視庁）。

2 医師らによる再生医療等安全性確保法違反事件

医師(52)らは、細胞培養加工施設について厚生労働大臣の許可を受けないで、平成31年3月頃から5月頃までの間、医科大学において、関係者から採取した皮下脂肪に酵素を混入するなどして培養し、特定細胞加工物を製造した。

令和2年1月までに、同医師ら7人を再生医療等安全性確保法違反（特定細胞加工物の無許可製造）で検挙した（大阪）。

3	外国人看護師による保健師助産師看護師法違反事件
----------	--------------------------------

外国人看護師(43)は、厚生労働大臣の免許を受けた看護師であり、病院に勤務する者であるが、医師等の指示がなく、かつ、法定の除外事由がないのに、平成31年2月頃、被施術者の自宅において、同人に対し、生理食塩液等を手の甲に点滴注射し、医師等が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をした。

令和2年4月、同外国人看護師を保健師助産師看護師法違反（医師等が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為）で逮捕した（埼玉）。

4	外国人による血餅の不正輸入に係る家畜伝染病予防法違反等事件
----------	--------------------------------------

外国人(54)は、令和元年11月、動物の血液を含有する血餅をスーツケースに隠匿して持ち込み、農林水産大臣の指定する指定検疫物で、輸入のための検査証明書又はその写しの添付のないものを本邦に輸入した。

2年3月、同人を家畜伝染病予防法違反（輸入のための検査証明書の添付）で逮捕した（愛知）。

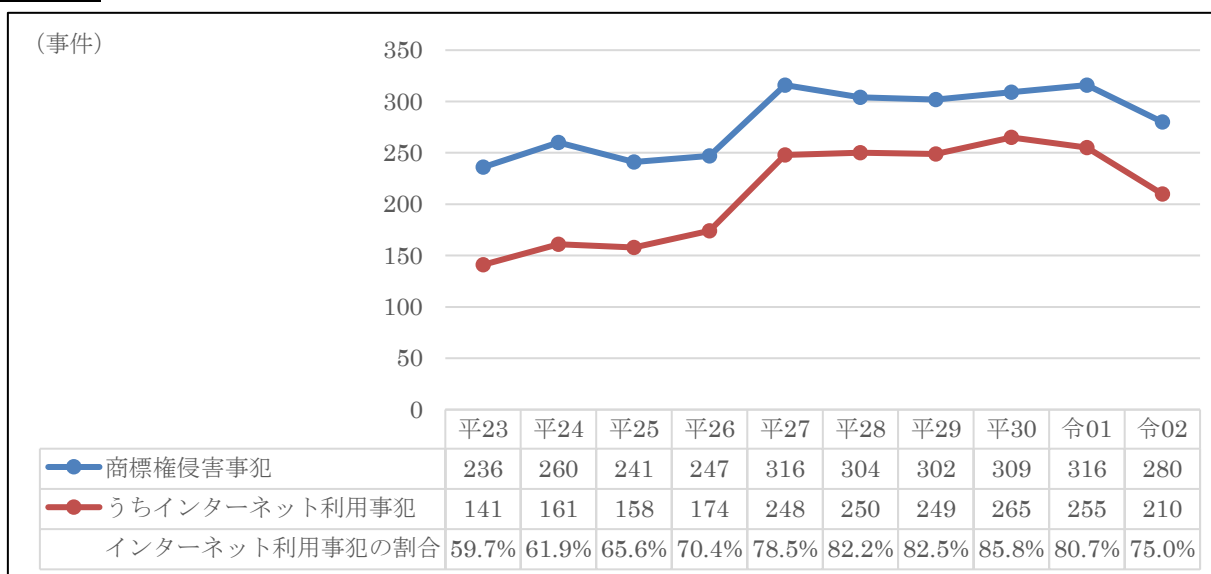
第4 知的財産権侵害事犯

1 検挙状況

(1) 商標権侵害事犯

商標権侵害事犯については280事件を検挙し、このうち、インターネット利用事犯が占める割合は75.0%であった。

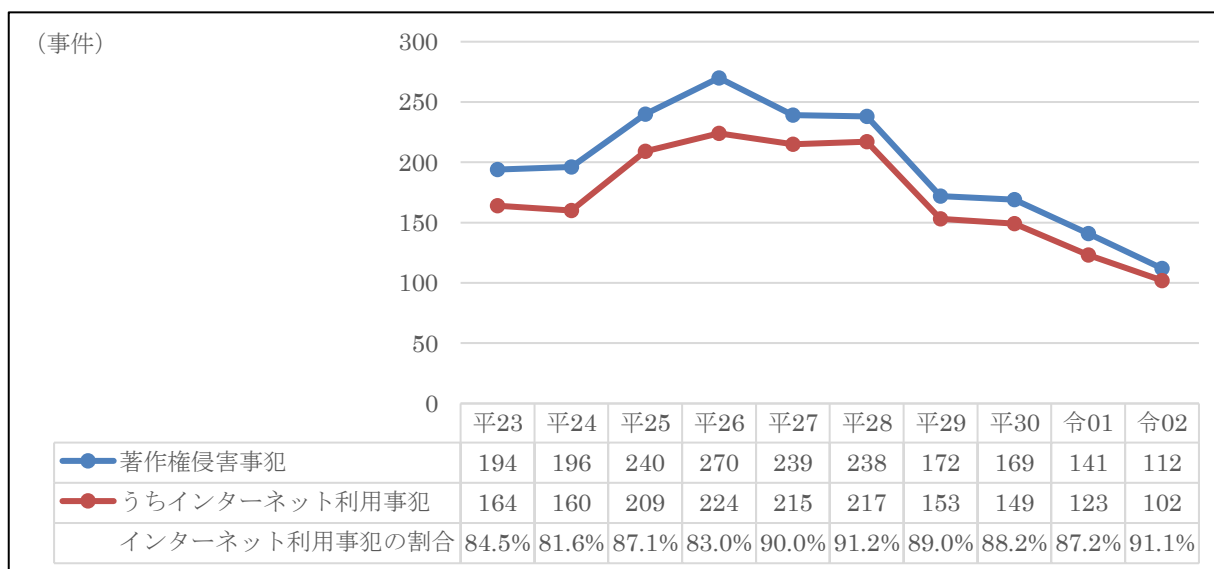
図表19 過去10年間における商標権侵害事犯の検挙事件数の推移



(2) 著作権侵害事犯

著作権侵害事犯については112事件を検挙し、このうち、インターネット利用事犯が占める割合は91.1%であった。

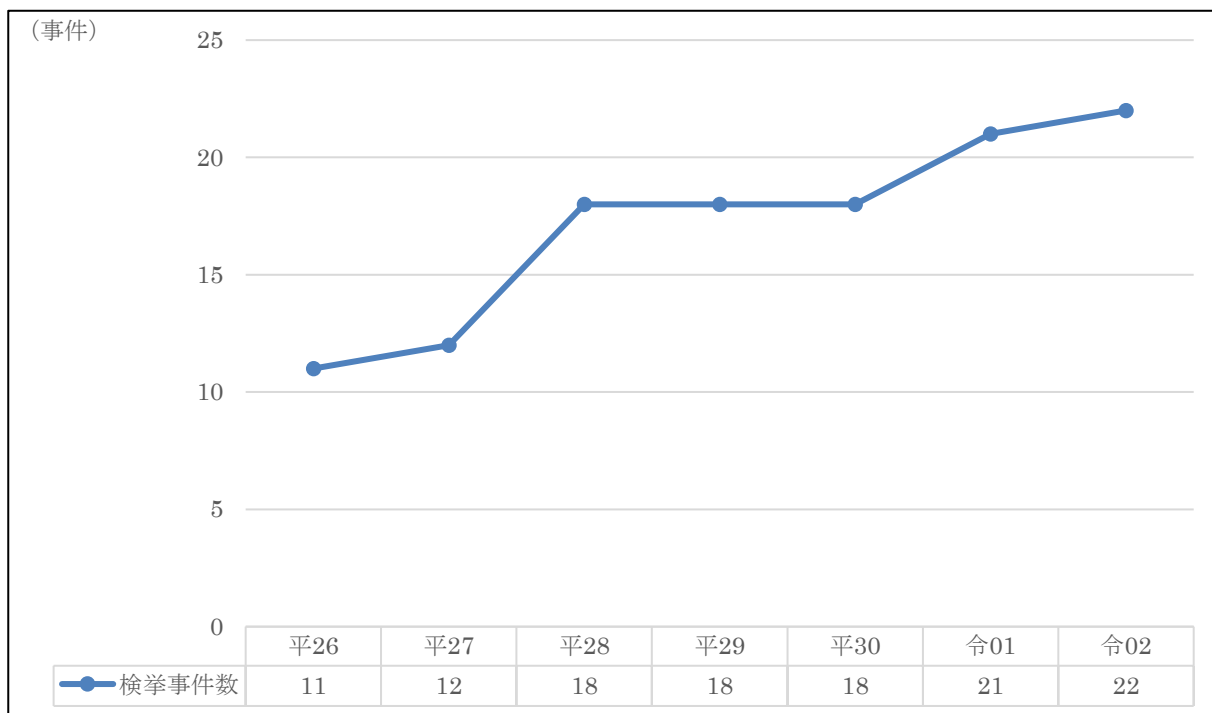
図表20 過去10年間における著作権侵害事犯の検挙事件数の推移



(3) 営業秘密侵害事犯

営業秘密侵害事犯については 22 事件を検挙し、増加傾向にある。

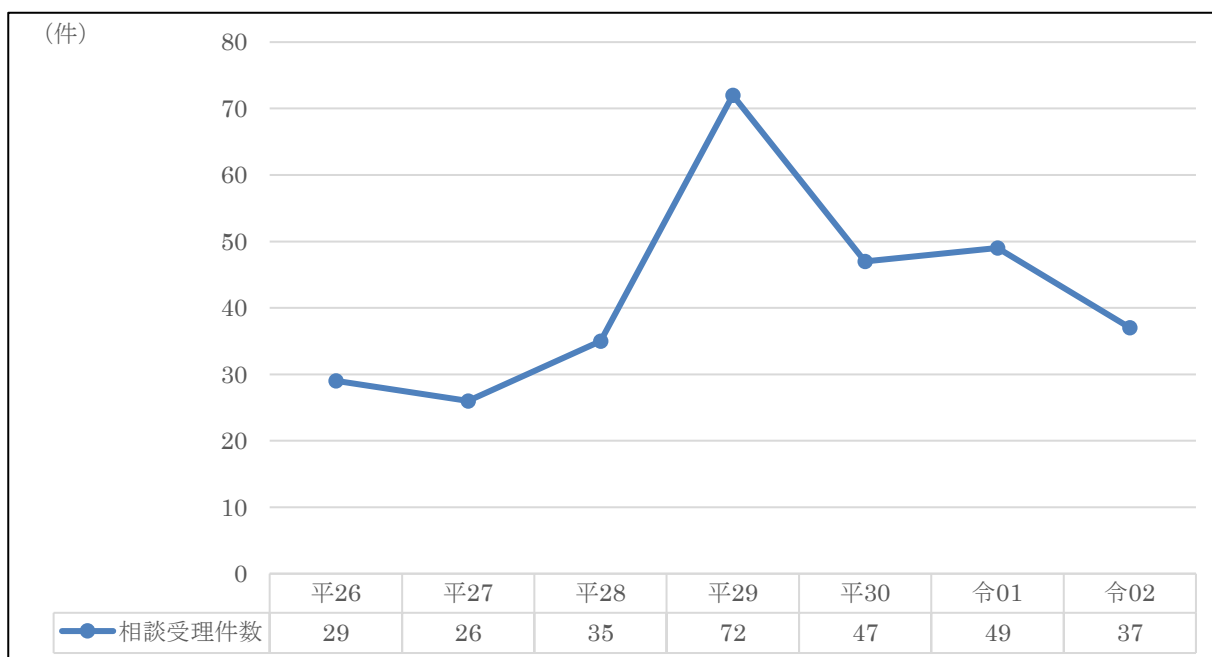
図表 21 営業秘密侵害事犯の検挙事件数の推移



2 相談受理状況

営業秘密侵害事犯に関する相談受理件数については 37 件の相談を受理し、前年より減少した。

図表 22 営業秘密侵害事犯に関する相談受理件数の推移



3 検挙事例

1	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会商標使用に係る商標法違反事件
----------	---

会社役員(32)は、令和2年1月頃、3回にわたり、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が商標権の設定登録をしている「T O K Y O 2 0 2 0」の文字及びオリンピックシンボル等を組み合わせた商標等に類似する商標を付したメダル7点を販売譲渡した。

同年2月、同人を商標法違反(使用)で逮捕した(神奈川)。

2	ブランド金地金偽造に係る商標法違反事件
----------	----------------------------

会社員(24)らは、令和元年11月、貴金属ブランドの商標に類似する商標を金地金16個に金型で刻印して付した。

2年9月、5人を商標法違反(使用)で逮捕した(千葉)。

3	代金引換サービスを利用した商標法違反事件
----------	-----------------------------

会社役員(37)らは、令和元年10月、2回にわたり、偽ブランド品合計3点を代金引換サービスを利用して発送し、販売譲渡した。

2年9月、6人を商標法違反(使用)で逮捕した(長野、石川)。

4	人気アニメの複製品等の頒布等に係る著作権法違反及び商標法違反事件
----------	---

無職の男(34)は、令和2年1月頃から6月までの間、人気アニメーションに登場するキャラクターの姿態が印刷されたスマートフォンケースを、著作権者3社の許諾を得ずに複製されたものであることの情を知りながら、販売して頒布するなどし、同年6月、偽造スマートフォンケースを販売譲渡のために所持した。

同年9月までに、同人を著作権法違反(侵害とみなす行為)、商標法違反(譲渡目的所持)で検挙した(福島)。

5

電子応用制御装置等製作販売等会社元従業員による営業秘密の領得に係る不正競争防止法違反事件

電子応用制御装置等の製作販売等会社の元従業員（41）は、不正の利益を得る目的で、在職中の令和元年8月、同社において、同社の営業秘密である機械図面データを外部電磁的記録媒体に記録させる方法により複製を作成し、同社の営業秘密を領得した。

2年9月、同人を不正競争防止法違反（営業秘密の領得）で逮捕した（愛知）。

6

労働者人材派遣会社元従業員らによる営業秘密の領得に係る不正競争防止法違反事件

労働者人材派遣会社の元従業員（38）らは、不正の利益を得る目的で、平成30年3月頃、同社事務所において、同社の営業秘密である派遣労働者情報が保存されたファイルデータを外部電磁的記録媒体に記録させてその複製を作成する方法により、同社の営業秘密を領得した。

令和2年5月、3人を不正競争防止法違反（営業秘密の領得）で逮捕した（福岡）。

7

パチンコ店元店長による営業秘密の不正取得・開示に係る不正競争防止法違反及び不正アクセス禁止法違反事件

A社が経営するパチンコ店の元店長（33）は、不正の利益を得る目的で、在職中の令和元年7月頃から9月頃までの間、同人方等において、国内にあるサーバコンピュータに不正アクセス行為をするなどし、同社の営業秘密である遊技機設定表をスマートフォンで撮影した上、同年7月頃から9月頃までの間、知人に宛てて、前記撮影に係る画像ファイルを送信し、同社の営業秘密を開示した。

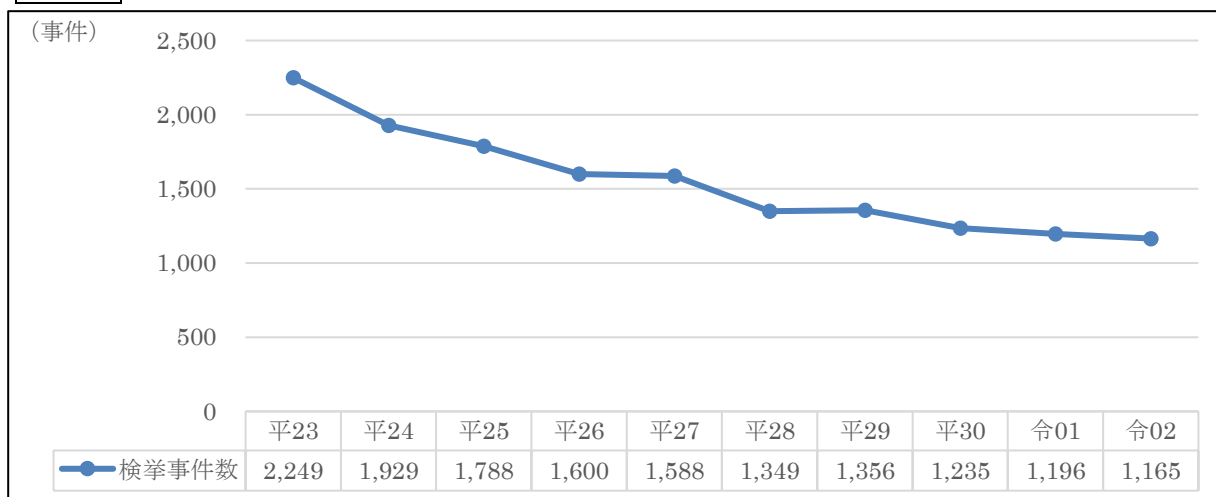
2年2月、5人を不正競争防止法違反（営業秘密の不正取得）及び不正アクセス禁止法違反（不正アクセス行為）で逮捕した（富山）。

第5 その他の事犯

1 検挙状況

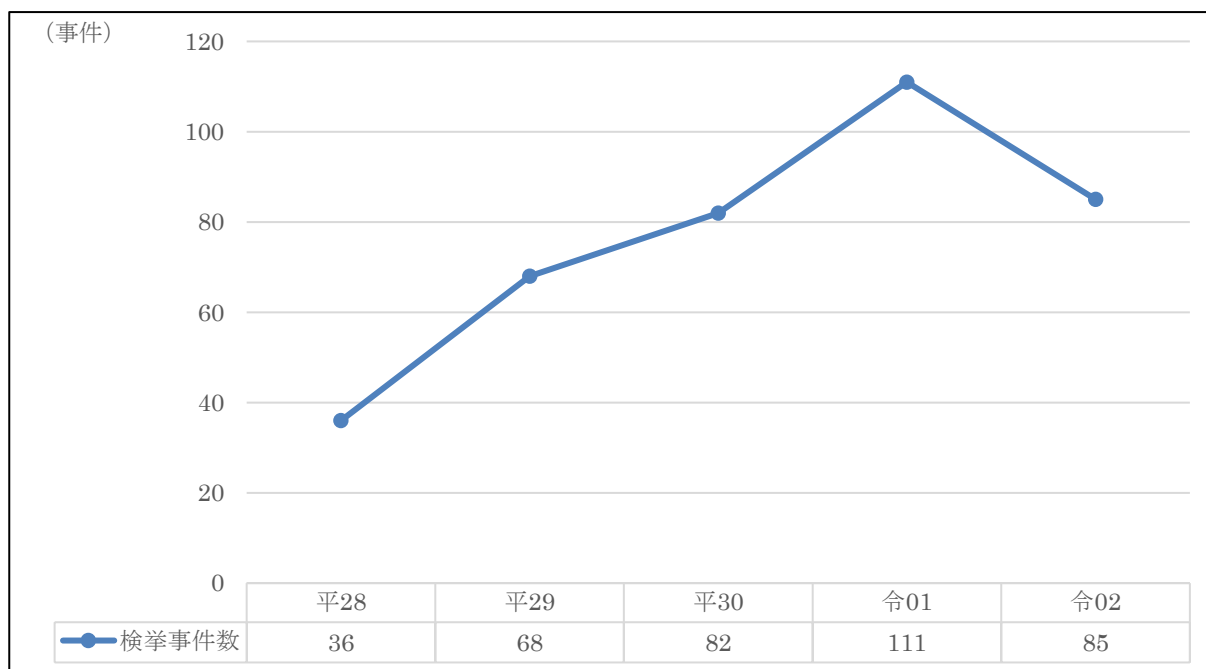
その他の事犯については1,165事件を検挙し、減少傾向にある。

図表 23 過去10年間におけるその他の事犯の検挙事件数の推移



このうち、無人航空機に係る航空法違反については85事件を検挙し、前年より減少した。

図表 24 無人航空機に係る航空法違反の検挙事件数の推移



また、令和2年3月15日から8月28日までの間、国民生活安定緊急措置法施行令によって衛生マスク及び消毒等用アルコールの高額転売が規制されていたところ、同法違反事件として19事件を検挙した。

2 検挙事例

1 密漁品の所持に係る漁業調整規則違反事件

農業手伝いの男（36）らは、法定の除外事由がないのに、令和元年12月、高知県内のビニールハウスにおいて、高知県漁業調整規則に違反して採捕された全長21センチメートル以下のうなぎ約2.9キログラムを所持した。

2年1月までに、12人を高知県漁業調整規則違反（体長等の制限）で検挙した（高知）。

2 現役弁護士による弁護士法違反事件

弁護士（74）は、令和元年6月頃から10月頃までの間に、報酬を得る目的で法律事務の周旋を業としていた者から、債権回収又は債務整理に係る法律事務の周旋を受けてこれを受任した。

2年11月、同人を弁護士法違反（非弁護士との連携の禁止）で逮捕した（警視庁）。

3 衛生マスクの転売に係る国民生活安定緊急措置法違反事件

会社役員（55）は、令和2年4月、同人が経営する衣料品販売店において、インターネットショッピングモールで購入した衛生マスクを、その購入価格を超える価格で販売した。

同年5月、1法人1人を国民生活安定緊急措置法違反（衛生マスクの転売の禁止）で検挙した（三重）。

4 外国人による航空法違反事件

外国人（49）は、令和元年5月、国土交通大臣の許可及び承認を受けずに、無人航空機を遠隔操作し、夜間に、人又は家屋が密集している地域の上空を飛行させた。

2年6月、同人を航空法違反（無許可飛行等）で逮捕した（警視庁）。

5 チケット売買仲介サイトを舞台にしたチケット不正転売事件

会社役員(56)は、興行主の同意を得ないで、業として、令和元年6月頃から10月頃までの間、チケット売買仲介サイトを介して、宝塚歌劇団の特定興行入場券8枚(定価合計5万9,800円)を転売金額合計27万3,000円で販売し、不正転売した。

2年1月、同人をチケット不正転売禁止法違反で逮捕した。

また、同チケット売買仲介サイトを運営する会社役員(46)ら4人を盗品等有償処分あっせんで検挙したほか、同チケット売買仲介サイトに転売目的で出品した無職男(47)ら2人を詐欺で検挙した(兵庫)。

6 外国人らによる金塊密輸入事件

外国人(34)らは、氏名不詳者らと共謀の上、金地金を不正に輸入し、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと企て、令和2年6月、成田市内に所在する保税蔵置場において情を知らない通関業者を介し、航空貨物で金地金合計約30キログラムを輸入し、同金地金(課税価格約1億8,060万円相当)に対する消費税等1,806万円を免れようとしたが、税関職員に発見されたため、その目的を遂げなかったもの。

同年12月、同人らに関税法違反等で逮捕した(千葉)。

第6 犯行ツール対策

1 預貯金口座

令和2年中、生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供を1万641件実施した（情報提供した口座数は6,938件）。

2 携帯電話

令和2年中、生活経済部門が実施した対策は、以下のとおりである。

- 携帯音声通信事業者に対し、1,823件の契約者確認の求めを実施した。
そのうち、出資法違反又は貸金業法違反に基づくものは1,770件（97.1%）。
- レンタル携帯電話事業者に対し、1,279件の解約要請を実施した。
そのうち、ヤミ金融事犯に基づくものは1,278件（99.9%）。
- 捜査の過程で貸与時の本人確認義務違反等が認められたレンタル携帯電話について、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否が行われるよう携帯音声通信事業者へ227件の情報提供を実施した。

第7 統計資料

1 検挙状況等

(1) 利殖勧誘事犯

最近5年間における利殖勧誘事犯の検挙状況の推移

	平28	平29	平30	令01	令02
検挙事件数	24	43	41	41	38
検挙人員	87	115	123	176	130
検挙法人数	5	7	9	5	3
被害人員	45,868	4,503	5,695	84,150	59,514
被害額	389億2,376万円	216億8,273万円	329億5,508万円	1,037億9,134万円	4,488億6,802万円

利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（令和元年及び令和2年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数		被害人員		被害額	
	令01	令02	令01	令02	令01	令02	令01	令02	令01	令02
未公開株	0	3	0	10	0	0	0	583	0円	21億円
公社債	1	2	16	4	1	1	521	597	15億5,150万円	37億5,000万円
集団投資スキーム (ファンド)	21	16	53	39	2	0	15,121	1,836	518億4,903万円	119億1,684万円
デリバティブ取引	11	6	70	17	1	0	7,461	1,099	43億9,522万円	5億6,820万円
上記以外の預り金	3	7	5	27	0	1	663	45,452	32億9,490万円	2,212億6,524万円
その他	5	4	32	33	1	1	60,384	9,947	427億0,069万円	2,092億6,772万円
合計	41	38	176	130	5	3	84,150	59,514	1,037億9,134万円	4,488億6,802万円

注1 複数の類型にまたがる事犯については、表中で上位にある類型に計上している。

注2 類型別の被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なる。

(2) 特定商取引等事犯

最近5年間における特定商取引等事犯の検挙状況の推移

	平28	平29	平30	令01	令02
検挙事件数	131	164	120	132	132
検挙人員	264	274	227	230	204
検挙法人数	20	32	24	20	24
被害人員	25,093	18,806	62,734	37,849	15,447
被害額	62億8,664万円	65億5,965万円	45億3,868万円	27億0,350万円	219億1,214万円

特定商取引等事犯の取引類型別検挙状況（令和元年及び令和2年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数		被害人員		被害額	
	令01	令02	令01	令02	令01	令02	令01	令02	令01	令02
訪問販売	114	124	191	190	13	21	25,918	15,286	16億6,627万円	219億0,160万円
通信販売	1	1	1	3	0	1	40	1	692万円	29万円
電話勧誘販売	5	1	17	1	2	1	2,522	145	7億5,998万円	740万円
連鎖販売取引	1	0	2	0	1	0	1	0	2万円	0円
特定継続的役務提供	3	1	4	1	1	1	184	2	1億2,772万円	12万円
業務提供誘引販売取引	0	0	0	0	0	0	0	0	0円	0円
訪問購入	8	5	15	9	3	0	9,184	13	1億4,258万円	271万円
合計	132	132	230	204	20	24	37,849	15,447	27億0,350万円	219億1,214万円

注 類型別の被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なる。

(3) ヤミ金融事犯

最近5年間におけるヤミ金融事犯の検挙状況の推移

	平28	平29	平30	令01	令02
検挙事件数	528	743	718	639	592
無登録・高金利事犯	139	135	130	118	106
ヤミ金融関連事犯	389	608	588	521	486
検挙人員	662	881	814	724	701
無登録・高金利事犯	257	236	207	191	197
ヤミ金融関連事犯	405	645	607	533	504
検挙法人数	4	9	3	2	5
無登録・高金利事犯	2	7	2	1	5
ヤミ金融関連事犯	2	2	1	1	0
被害人員	24,231	13,044	14,469	10,529	17,417
無登録・高金利事犯	23,824	12,793	14,233	10,343	17,279
ヤミ金融関連事犯	407	251	236	186	138
被害額	131億9,526万円	91億3,852万円	35億9,160万円	67億1,464万円	43億4,327万円
無登録・高金利事犯	131億7,766万円	91億3,836万円	35億1,972万円	67億1,068万円	43億4,169万円
ヤミ金融関連事犯	1,760万円	16万円	7,188万円	396万円	158万円

(4) 環境事犯

最近5年間における環境事犯の検挙状況の推移

	類型	平28	平29	平30	令01	令02
検挙事件数	廃棄物事犯	5,075	5,109	5,493	5,375	5,759
	うち産業廃棄物事犯	790	744	747	706	801
	廃棄物事犯以外の環境事犯	757	780	815	814	890
	合計	5,832	5,889	6,308	6,189	6,649
検挙人員	廃棄物事犯	5,999	6,055	6,361	6,165	6,683
	うち産業廃棄物事犯	1,213	1,107	1,087	1,025	1,177
	廃棄物事犯以外の環境事犯	860	943	966	941	1,088
	合計	6,859	6,998	7,327	7,106	7,771
検挙法人数	廃棄物事犯	383	376	329	356	403
	うち産業廃棄物事犯	295	279	248	259	292
	廃棄物事犯以外の環境事犯	21	25	34	44	29
	合計	404	401	363	400	432

注 「廃棄物事犯以外の環境事犯」には、森林法違反、建設リサイクル法違反、水質汚濁防止法違反等のほか、鳥獣保護管理法違反、動物愛護管理法違反等の動物・鳥獣関係事犯を計上している。

環境事犯の類型別検挙状況（令和元年及び令和2年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数	
	令01	令02	令01	令02	令01	令02
廃棄物事犯	5,375	5,759	6,165	6,683	356	403
うち産業廃棄物事犯	706	801	1,025	1,177	259	292
動物・鳥獣関係事犯	588	620	685	759	35	23
うち鳥獣保護関係事犯	317	363	389	481	31	21
うち動物虐待事犯	105	102	126	117	3	1
その他	226	270	256	329	9	6
合計	6,189	6,649	7,106	7,771	400	432

注1 令和元年の「鳥獣保護関係事犯」には、鳥獣保護管理法違反（197事件）及び種の保存法違反（115事件）、希少動植物に係る関税法・外為法違反（5事件）を計上している。また、令和2年の「鳥獣保護関係事犯」には鳥獣保護管理法違反（220事件）及び種の保存法違反（137事件）、希少動植物に係る関税法・外為法違反（6事件）を計上している。

2 令和元年の「その他」には、森林法違反（62事件）、自然公園法違反（4事件）等を計上している。また、令和2年の「その他」には森林法違反（69事件）、土砂・残土関係条例違反（8事件）等を計上している。

(5) 保健衛生事犯

最近5年間における保健衛生事犯の検挙状況の推移

	平28	平29	平30	令01	令02
検挙事件数	394	366	345	281	280
検挙人員	518	474	448	400	348
検挙法人数	39	37	30	23	26

保健衛生事犯の類型別検挙状況（令和元年及び令和2年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数	
	令01	令02	令01	令02	令01	令02
薬事関係事犯	48	63	113	106	17	25
医事関係事犯	24	27	53	37	0	0
公衆衛生関係事犯	209	190	234	205	6	1
うち食品衛生関係事犯	19	10	22	15	3	0
その他	190	180	212	190	3	1
合計	281	280	400	348	23	26

注 令和元年の「その他」には、狂犬病予防法違反（174事件）、美容師法違反（7事件）等を計上している。また、令和2年の「その他」には、狂犬病予防法違反（163事件）、美容師法違反（6事件）等を計上している。

(6) 知的財産権侵害事犯

ア 知的財産権侵害事犯全体

最近5年間における知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移

	平28	平29	平30	令01	令02
検挙事件数	594	515	514	516	441
検挙人員	730	658	626	605	523
検挙法人数	41	45	28	52	35

知的財産権侵害事犯の検挙状況(令和元年及び令和2年)

	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数	
	令01	令02	令01	令02	令01	令02
商標権侵害事犯(偽ブランド事犯等)	316	280	378	326	21	19
うちインターネット利用	255	210	288	227	12	8
うちインターネット・オークション利用	139	91	146	93	8	0
著作権侵害事犯(海賊版事犯等)	141	112	161	123	16	9
うちインターネット利用	123	102	125	102	3	7
うちインターネット・オークション利用	38	31	38	32	0	1
その他	59	49	66	74	15	7
うちインターネット利用	31	28	27	40	4	2
うちインターネット・オークション利用	14	5	8	4	0	0
合計	516	441	605	523	52	35
うちインターネット利用	409	340	440	369	19	17
うちインターネット・オークション利用	191	127	192	129	8	1

注1 令和元年の「その他」には、不正競争防止法違反(53事件)、特許法違反(1事件)、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)違反(1事件)、農産物検査法違反(1事件)、関税法違反(3事件)を計上している。また、令和2年の「その他」には、不正競争防止法違反(41事件)、関税法違反(6事件)、特許法違反(1事件)、種苗法違反(1事件)を計上している。

2 令和元年の不正競争防止法違反(53事件)には、「営業秘密侵害事犯」(21事件)を含む。また、令和2年の不正競争防止法違反(41事件)には、「営業秘密侵害事犯」(22事件)を含む。

イ 商標権侵害事犯

最近5年間における商標権侵害事犯の押収品の仕出国・地域（単位：点）

		平28	平29	平30	令01	令02
押収量		385,273	58,469	129,248	114,409	74,010
国内製造		5,785	1,268	5,880	13,949	3,163
国外	韓国	312,278	2,937	8,788	1,062	2,527
	中国	60,087	26,926	48,812	72,239	35,501
	香港	0	236	3	2,028	9,599
	台湾	0	0	86	0	567
	タイ	1,592	3,648	34	1,731	4,019
	フィリピン	5	0	840	54	74
	その他	239	1,386	1,356	1,449	6,399
不明		5,287	22,068	63,449	21,897	12,161

ウ 営業秘密侵害事犯

最近5年間における営業秘密侵害事犯の検挙状況の推移

	平28	平29	平30	令01	令02
検挙事件数	18	18	18	21	22
検挙人員	25	25	23	27	38
検挙法人数	4	0	0	0	1

(7) その他の事犯

最近5年間におけるその他の事犯の検挙状況の推移

		平28	平29	平30	令01	令02
不動産事犯	検挙事件数	35	40	25	23	37
	検挙人員	69	70	42	44	68
税法事犯	検挙事件数	32	38	23	18	12
	検挙人員	81	80	144	64	30
密漁事犯	検挙事件数	310	274	277	245	275
	検挙人員	406	360	450	331	376
通信関係事犯	検挙事件数	336	316	281	255	197
	検挙人員	353	318	282	282	211
その他	検挙事件数	636	688	629	655	644
	検挙人員	772	794	757	774	781
うち鉄道営業法違反	検挙事件数	203	281	234	194	253
	検挙人員	217	287	243	211	273
うち屋外広告物条例違反	検挙事件数	132	109	86	64	44
	検挙人員	161	131	107	75	66
うち航空法違反	検挙事件数	39	72	83	113	86
	検挙人員	41	82	85	117	93
合計	検挙事件数	1,349	1,356	1,235	1,196	1,165
	検挙人員	1,681	1,622	1,675	1,495	1,466

その他の事犯の類型別検挙状況（令和元年及び令和2年）

類型	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数	
	令01	令02	令01	令02	令01	令02
不動産事犯	23	37	44	68	17	22
税法事犯	18	12	64	30	10	3
密漁事犯	245	275	331	376	0	0
通信関係事犯	255	197	282	211	12	5
その他	655	644	774	781	50	23
うち鉄道営業法違反	194	253	211	273	0	0
うち屋外広告物条例違反	64	44	75	66	18	9
うち航空法違反	113	86	117	93	1	3
合計	1,196	1,165	1,495	1,466	89	53

注1 令和元年の「不動産事犯」には、建設業法違反（9事件）、宅地建物取引業法違反（11事件）等を計上している。また、令和2年の「不動産事犯」には、建設業法違反（16事件）、宅地建物取引業法違反（13事件）等を計上している。

2 令和元年の「税法事犯」には、関税法違反（12事件）、地方税法違反（1事件）等を計上している。また、令和2年の「税法事犯」には、関税法違反（9事件）、地方税法違反（3事件）を計上している。

3 令和元年の「密漁事犯」には、漁業法違反（124事件）、漁業調整規則違反（98事件）等を計上している。また、令和2年の「密漁事犯」には、漁業法違反（158事件）、漁業調整規則違反（101事件）等を計上している。

4 令和元年の「通信関係事犯」には、電波法違反（252事件）、電気通信事業法違反（3事件）を計上している。また、令和2年の「通信関係事犯」はいずれも電波法違反になる。

(8) 犯行ツール対策

ア 預貯金口座

金融機関への情報提供件数及び口座数

情報提供した時期	平28		平29		平30		令01		令02	
件数・口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数	件数	口座数
利殖勧誘事犯	162	159	165	164	135	134	251	250	193	193
ヤミ金融事犯	23,661	14,785	18,979	12,364	15,289	9,892	11,390	8,175	10,203	6,501
その他の事犯	848	826	536	524	500	487	240	239	245	244
合計	24,671	15,770	19,680	13,052	15,924	10,513	11,881	8,664	10,641	6,938

注 「その他の事犯」には、特定商取引等事犯、知的財産権侵害事犯、保健衛生事犯等に利用された口座が含まれる。

イ 携帯電話

契約者確認の求めを行った件数

	平28	平29	平30	令01	令02
契約者確認の求めを行った件数	7,186	3,394	2,612	1,955	1,823
うち貸金業法違反又は 出資法違反に基づくもの	6,932	3,308	2,556	1,920	1,770

注 貸金業法違反、出資法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に基づくものを計上している。

レンタル携帯電話の解約要請件数

	平28	平29	平30	令01	令02
解約要請件数	3,030	1,753	1,099	1,047	1,279
うちヤミ金融事犯に基づくもの	3,010	1,744	1,085	1,039	1,278

レンタル携帯電話等の役務提供拒否に関する情報提供件数

	平28	平29	平30	令01	令02
情報提供件数	2,373	2,450	1,234	707	227

2 相談状況の調査結果

(1) 利殖勧誘事犯

年齢別・男女別相談件数

	男性	女性	合計	割合(%)
20歳未満	14	6	20	1.1
20歳代	290	112	402	22.3
30歳代	174	91	265	14.7
40歳代	216	103	319	17.7
50歳代	164	117	281	15.6
60歳以上65歳未満	50	33	83	4.6
65歳以上70歳未満	45	41	86	4.8
70歳代	74	94	168	9.3
80歳代	25	37	62	3.4
90歳以上	2	1	3	0.2
不明	84	33	117	6.5
合計	1,138	668	1,806	

利殖勧誘事犯の相談のうち高齢者（65歳以上）の相談状況

	男性	女性	合計
高齢者の相談件数	146	173	319
高齢者の割合(%)	12.8	25.9	17.7

最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合(%)
3日未満	85	4.7
3日以上1週間未満	67	3.7
1週間以上1か月未満	181	10.0
1か月以上3か月未満	230	12.7
3か月以上6か月未満	195	10.8
6か月以上	554	30.7
不明	267	14.8
金銭の支払いなし	227	12.6

警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1か月以上かかった	663	65.2
自力で解決しようと考えていた	170	16.7
警察へ相談するのを躊躇していた	20	2.0
どこに相談したらよいのかわからなかった	20	2.0
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	36	3.5
その他	108	10.6

1 か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合 (%)
相手方の対応が変化したため	661	60.3
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	40	3.6
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	4	0.4
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	106	9.7
家族、知人等周囲からの助言を受けて	114	10.4
金融機関窓口での助言を受けて	12	1.1
その他	160	14.6

(2) 特定商取引等事犯

年齢別・男女別相談件数

	訪問販売		通信販売		電話勧誘販売		連鎖販売取引		特定継続的役務提供		業務提供誘引販売取引		訪問購入		特定商取引等事犯合計			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計	割合(%)
20歳未満	7	4	45	42	4	4	5	4	0	1	0	1	0	1	61	57	118	1.2
20歳代	86	47	169	203	18	20	75	39	6	5	7	26	10	9	371	349	720	7.2
30歳代	94	79	252	342	34	33	11	10	3	3	3	9	11	10	408	486	894	8.9
40歳代	148	107	310	452	68	92	11	14	7	9	6	9	32	37	582	720	1,302	13.0
50歳代	183	178	303	349	87	90	17	12	4	6	1	4	29	59	624	698	1,322	13.2
60歳以上65歳未満	104	98	137	135	35	32	10	6	5	1	4	3	15	36	310	311	621	6.2
65歳以上70歳未満	117	98	124	122	57	57	2	1	3	4	0	2	30	51	333	335	668	6.7
70歳代	244	392	262	220	140	172	6	4	4	11	1	3	38	203	695	1,005	1,700	17.0
80歳代	191	453	115	130	99	125	0	2	3	4	0	5	55	237	463	956	1,419	14.2
90歳以上	31	67	8	11	10	17	0	0	1	0	0	0	6	35	56	130	186	1.9
不明	147	135	258	263	77	79	21	10	2	3	2	1	23	45	530	536	1,066	10.6
合計	1,352	1,658	1,983	2,269	629	721	158	102	38	47	24	63	249	723	4,433	5,583	10,016	

特定商取引等事犯の相談のうち高齢者（65歳以上）の相談状況

	訪問販売		通信販売		電話勧誘販売		連鎖販売取引		特定継続的役務提供		業務提供誘引販売取引		訪問購入		特定商取引等事犯合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
高齢者の相談件数	583	1,010	509	483	306	371	8	7	11	19	1	10	129	526	1,547	2,426	3,973
高齢者の割合(%)	52.9		23.3		50.1		5.8		35.3		12.6		67.4		34.9	43.5	39.7

最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合(%)
3日未満	1,337	13.3
3日以上1週間未満	535	5.3
1週間以上1か月未満	921	9.2
1か月以上3か月未満	260	2.6
3か月以上6か月未満	87	0.9
6か月以上	170	1.7
不明	603	6.0
金銭の支払いなし	6,103	60.9

警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1か月以上かかった	192	37.0
自力で解決しようと考えていた	122	23.5
警察へ相談するのを躊躇していた	20	3.9
どこに相談したらよいのかわからなかった	31	6.0
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	60	11.6
その他	94	18.1

1 か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	207	41.2
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	30	6.0
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	2	0.4
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	63	12.5
家族、知人等周囲からの助言を受けて	91	18.1
金融機関窓口での助言を受けて	11	2.2
その他	99	19.7

(3) ヤミ金融事犯

年齢別・男女別相談件数

	対面によるもの		非対面によるもの		合計			
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計	割合(%)
20歳未満	3	4	28	22	31	26	57	1.0
20歳代	41	30	679	234	720	264	984	17.7
30歳代	69	30	664	220	733	250	983	17.6
40歳代	86	54	648	284	734	338	1,072	19.2
50歳代	86	32	546	272	632	304	936	16.8
60歳以上65歳未満	41	13	206	105	247	118	365	6.5
65歳以上70歳未満	26	20	150	71	176	91	267	4.8
70歳代	33	31	151	88	184	119	303	5.4
80歳代	6	5	30	20	36	25	61	1.1
90歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	38	8	365	135	403	143	546	9.8
合計	429	227	3,467	1,451	3,896	1,678	5,574	

ヤミ金融事犯の相談のうち高齢者（65歳以上）の相談状況

	対面によるもの		非対面によるもの		ヤミ金融事犯合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
高齢者の相談件数	65	56	331	179	396	235	631
高齢者の割合(%)	18.4		10.4		10.2	14.0	11.3

最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数	割合(%)
3日未満	297	5.3
3日以上1週間未満	232	4.2
1週間以上1か月未満	669	12.0
1か月以上3か月未満	478	8.6
3か月以上6か月未満	240	4.3
6か月以上	684	12.3
不明	1,269	22.8
金銭の支払いなし	1,705	30.6

警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1か月以上かかった	56	3.5
自力で解決しようと考えていた	856	53.8
警察へ相談するのを躊躇していた	209	13.1
どこに相談したらよいのかわからなかった	40	2.5
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	182	11.4
その他	249	15.6

1 か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合 (%)
相手方の対応が変化したため	960	57.0
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	11	0.7
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	6	0.4
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	216	12.8
家族、知人等周囲からの助言を受けて	188	11.2
金融機関窓口での助言を受けて	39	2.3
その他	265	15.7